

女性活躍・男女共同参画の重点方針 2025 (女性版骨太の方針 2025) (案)

令和 7 年 6 月 10 日

すべての女性が輝く社会づくり本部

男女共同参画推進本部

目次

はじめに	1
I 女性に選ばれ、女性が活躍できる地域づくり	2
（１）全国各地における女性の起業支援	
（２）地域における魅力的な職場、学びの場づくり	
（３）地域における人材確保・育成及び体制づくり	
（４）地域における安心・安全の確保	
II 全ての人が希望に応じて働くことができる環境づくり	14
（１）女性の所得向上・経済的自立に向けた取組の強化	
（２）仕事と育児・介護の両立の支援	
（３）仕事と健康課題の両立の支援	
（４）職場等におけるハラスメントの防止	
III あらゆる分野の意思決定層における女性の参画拡大	22
（１）企業における女性活躍の推進	
（２）政治・行政分野における男女共同参画の推進	
（３）科学技術・学術分野における女性活躍の推進	
（４）国際的な分野における女性活躍の推進等	
IV 個人の尊厳が守られ、安心・安全が確保される社会の実現	26
（１）配偶者等への暴力への対策の強化	
（２）性犯罪・性暴力対策の強化	
（３）困難な問題を抱える女性への支援	
（４）男女共同参画の視点に立った防災・復興の推進	
（５）性差を考慮した生涯にわたる健康への支援	
（６）夫婦の氏に関する具体的な制度の在り方	
V 女性活躍・男女共同参画の取組の一層の加速化	40
（１）男女の性差に配慮した施策の推進	
（２）男女共同参画に関する国際的な協調及び貢献	

はじめに

1. 基本的な考え方

男女共同参画は、日本政府の重要かつ確固たる方針であり、国際社会で共有されている規範である。そして、国内の地方に目を向ければ、その重要性は一層重みを増す。

現在、東京一極集中の流れが続いており、特に女性が地方での生活を選択しない傾向が強まっている。女性にも選ばれる地方を実現することを通じて、女性を含めた誰もが安心して住み続けられる地域を構築することは待ったなしの課題である。そのため、希望する仕事を選択できる環境の整備をはじめ、女性がその地域で個性と能力を十分に発揮する機会が得られ、生きがいを感じながら生活できる地域社会の実現に向けた取組を進めていかなければならない。

あわせて、日本全体で、全ての人が希望に応じて働くことができる環境づくりを一層進める必要がある。女性への家事・育児・介護の負担の偏りを是正するとともに、仕事と健康課題の両立を支援する取組や、女性の所得向上・経済的自立に向けた取組、固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）の解消に向けた取組等を日本全体に浸透させていくことは、女性がどこに住んでいても、また、いかなるライフステージにあっても、仕事を得て、自分らしく生きていくための礎となる。

また、女性の活躍は、多様性（ダイバーシティ）が尊重される社会を実現するとともに、我が国の経済社会にイノベーションをもたらす持続的な発展を確保する上でも不可欠な要素でもあり、企業等における女性活躍をはじめ、あらゆる分野の意思決定層における女性の参画拡大を一層推進することが求められる。第217回国会においては、「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律等の一部を改正する法律」が成立し、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（平成27年法律第64号。以下「女性活躍推進法」という。）の期限が延長されるとともに、常用労働者の数が101人以上の企業において女性管理職比率の公表が新たに義務付けられる等の改正がなされたところである。今後、本法律が企業等における女性の登用促進に向けた強力な推進力となり、地方の企業も含めた日本全体への波及につながることを期待される。

加えて、どこに住んでいても、個人の尊厳が守られ、安心・安全が確保されることは、男女を問わず、人々が各地域で暮らしていくための基盤となる。配偶者等への暴力や性犯罪・性暴力への対策、男女共同参画の視点に立った防災・復興の取組等について、政府として、各地域における取組の一層の充実を図っていかなければならない。

また、一方の性の視点のみに立脚するのではなく、男女別の影響やニーズを考慮することは、真に男女がともに利益を享受できる施策、製品・サービス等を生むことにつながり、社会における生きづらさをなくしていくことにもつながる。ジェンダーの視点をあらゆる施策に反映するジェンダー主流化を一層推進するとともに、これを可能とするため、あらゆる分野における政策・方針決定過程に女性が参画する機会の確保に取り組むことが求められる。

こうした取組を進め、いつでも・どこにいても、誰もが自分らしく生きがいを持って生きられる社会の実現を目指していく。多様な地域で、多様な幸せを実現させ、ひいては日本全体が活力を一層向上させることができるよう、政府一丸となって取り組んでいく。

2. 「女性活躍・男女共同参画の重点方針 2025」の構成

政府は、一丸となって、令和7年度末までを計画期間とする第5次男女共同参画基本計画（令和2年12月25日閣議決定。以下「5次計画」という。）を着実に実行していく。

また、現在、第6次男女共同参画基本計画の策定に向けて、男女共同参画会議の下に置かれた第6次基本計画策定専門調査会において議論を進めているところであり、これと軌を一にして、女性活躍・男女共同参画に向けた取組を一段と加速させ、速やかに着手していく必要がある。

上記の認識の下、5次計画の成果目標の達成や施策の実施に向けた取組を更に具体化する事項及び新たに取り組む事項として、

- I 女性に選ばれ、女性が活躍できる地域づくり
- II 全ての人が希望に応じて働くことができる環境づくり
- III あらゆる分野の意思決定層における女性の参画拡大
- IV 個人の尊厳が守られ、安心・安全が確保される社会の実現
- V 女性活躍・男女共同参画の取組の一層の加速化

について、政府全体として今後重点的に取り組むべき事項を定める。政府は、本重点方針に基づき、横断的な視点を持って、速やかに各取組を進める。

I 女性に選ばれ、女性が活躍できる地域づくり

現在、女性が地方を離れる動きが加速している中、その原因を究明・解消に取り組むことによって、「女性にも選ばれる地方」を実現していくことが急務となっている。

内閣府が実施した意識調査¹によれば、若い女性が出身地域を離れた上位の理由として、「希望する進学先が少なかったから」、「やりたい仕事や就職先が少なかったから」、「地元から離れたかったから」といった回答が挙げられている。

このような状況を改善し、地域において、女性が自らやりがいを持って取り組める仕事の創出にチャレンジすることを後押しするために、地域の男女共同参画センター等における起業支援、地域に残る固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）の解消に向けた意識改革等に取り組む。

また、女性が働きたいと思える、魅力的な職場の確保に向けて、求職者に対する情報公表を促進するほか、男女間賃金（給与）差異の是正に向けた取組を強化する。特に、地方においては、中小企業の割合が高いことから、それらに対する取組が重要であり、地方や中小企業における女性登用や地域における働き方・職場改革等を推進する。加えて、各地域において、魅力的な大学改革に関する取組も進める。

女性が地方で暮らしていくためには、女性の安心・安全を確保することが不可欠であり、男女共同参画の視点からの防災・復興の取組を推進することも重要である。

これらの取組を担う人材の確保・育成及び体制作りに向けて、男女共同参画の中核的な機関としての独立行政法人男女共同参画機構（以下「男女共同参画機構」という。）の設立及び各地の男女共同参画センターの機能強化の推進や、地方公共団体による地域の実情に応じた取組の支援を強化する。

¹ 令和6年度 地域における女性活躍・男女共同参画に関する調査

(1) 全国各地における女性の起業支援

① 地域の男女共同参画センター等における女性の起業支援

現状において、とりわけ地方には根強い性別役割分担意識等の様々な障壁が残り、また、身近なロールモデルが地域に見当たらないことなどから、女性にとって起業というものがそもそも人生の選択肢として認識されていないことが多いことや、仮に起業の夢を抱いたとしても、従来型の性別役割分担意識を前提に、子育てとの両立等の観点から現実の選択肢となり得なかったり、起業に取り組む仲間やメンター等のネットワークが地域に存在せず、あるいは、つながり方が分からないために相談相手がおらず、実現への道筋が分からぬまま起業を諦めてしまったりする女性も多いことが指摘されている。加えて、女性の起業を伴走型で精神面・ノウハウ面にわたりサポートをする人材が地域に不足しているとの指摘もある。

こうした状況を是正するため、女性がアクセスしやすい全国各地の男女共同参画センター等をサポートの拠点として、大都市と地方の間の「情報格差」（ロールモデル、ネットワーク等の不在等）と「意識格差」（固定的性別役割分担意識、無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）等）の双方の解消を進めるとともに、そのための人的体制の強化を行う。

具体的には、各地の男女共同参画センター等において、地域の実情を踏まえつつ、次のような取組を進め、女性の起業の裾野拡大等を図ることなどが考えられる。

- ・ 女性のための起業セミナー等の継続的な開催を通じた、様々なロールモデルとの出会いや起業を目指す仲間たちとのネットワーク形成の促進
- ・ 抱える悩みや壁の状況に応じたきめ細かな相談対応や1 on 1 のコーチングの実施
- ・ 関係機関等と連携したビジネスプランのブラッシュアップなど、起業ステージの進捗に応じた更なるステップアップの機会の提供
- ・ 学校等での出前講座等による将来の起業という選択肢の早期からの意識付け
- ・ 女性のチャレンジする姿の積極的発信による地域における認知度の向上、その他地域の意識変革に向けた啓発等の展開

このような取組を進めるための体制として、男女共同参画センター等において、女性の視点に立った起業支援やコーチング等のスキルを有する外部専門人材も受け入れつつ、自治体・商工会・金融機関・大学等のキーパーソン、先輩起業家の有志等といった地域の人材とともに、女性の起業支援と地域の意識改革を推進するチーム体制を構築することが考えられる。

国においては、地方におけるこうした取組について、地域女性活躍推進交付金をはじめとする財政支援により後押しするほか、男女共同参画機構において各地の好事例を収集し、横展開を図る。その際、内閣府は、経済産業省の女性起業家支援ネットワーク事業や総務省のローカルスタートアップ支援制度等とも連携しつつ、起業の第一歩を踏み出した段階からその後の起業ステージを通じて切れ目のない支援が提供されるよう、男女共同参画センター等と関係機関との連携体制の構築を支援する。【内閣官房、内閣府、総務省、経済産業省】

また、男女共同参画機構においては、全国的な外部専門人材のデータベースを整備し、男女共同参画センターを含む各地の関係機関とマッチングの上、適切な人材を派遣する

仕組みを構築するほか、都市部の企業人材の市町村への派遣に対し財政支援する総務省の地域活性化起業人制度等とも連携し、男女共同参画センター等における人的体制の強化を図る。

あわせて、地域に残る固定的性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）の解消に向けた啓発素材の作成・提供等によりコンテンツ面での支援も行う。

【内閣府、総務省】

② 女性起業家の育成に向けた取組

ア ロールモデルとなる女性起業家の創出、育成支援

外部有識者からの推薦に基づいて選定された企業を、政府機関と民間が集中支援を行うプログラム（J-Startup）において、女性起業家の割合を 2033 年までに 20%以上とすることを目指す。また、引き続き、起業を目指す若手人材などを世界のイノベーション拠点に派遣する事業における女性起業家向けプログラムの推進、ディープテック分野での女性起業家の活動の後押しや、未踏事業への女性応募者拡大のための女性修了生等による情報発信を行う。【経済産業省】

イ 女性起業家支援ネットワークの構築

全国各地で女性起業家のロールモデルの輩出及び支援機関の育成を行うために女性起業家支援ネットワークを構築し、ネットワーキングイベント、起業家へのメンタリング、ビジネスプラン発表会等の各種支援プログラムを実施することで、女性起業家を総合的に支援する。【経済産業省】

③ 女性起業家による資金調達への支援

「女性、若者／シニア起業家支援資金」等による資金調達支援を実施するほか、株式会社産業革新投資機構による女性キャピタリストを採用・育成する民間ファンドや女性起業家に積極的に投資する方針の民間ファンドへの出資等を促進し、女性の起業を引き続き後押しする。【経済産業省】

④ 地域密着型事業の立ち上げ支援

産官学金労言の連携により地域の資源と資金を活用した地域密着型事業の立ち上げを支援する「ローカル 10,000 プロジェクト」について、令和 7 年度からは新たに「女性・若者の活躍に関連する事業」を重点支援の対象として、国費による補助率を嵩上げし、女性の活躍に向けた取組を資金面から強力に後押しする。【総務省】

⑤アントレプレナーシップ教育の推進

全国の大学生、大学院生、高等専門学校生等を対象に、社会課題の解決やビジネスでの起業等、「新たな価値を生み出していく精神」を涵養するアントレプレナーシップ教育の充実を図る。【文部科学省】

⑥ 固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）等に 着目した広報啓発

各地域において、人々の中にある固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み（アン

コンシャス・バイアス) 等による悪影響が生じないように、企業等の広報担当や人事・業務管理に携わる管理職、経営層の意識改革と理解の促進を図り、起業をはじめ女性が新たなことにチャレンジする際に直面する障壁の打破や性別役割分担にとらわれない働き方を推進するため、広報啓発の取組を着実に実施する。【内閣府】

⑦ フリーランスの就業環境の整備

「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律」(令和5年法律第25号)の施行状況を踏まえつつ、発注事業者が同法におけるフリーランス²に対するハラスメント対策や育児・介護等と業務の両立に対する配慮などを円滑に実施できるよう、引き続き発注事業者に対する周知・啓発を行うとともに、同法違反の申出があった場合等には調査等適切に対応することを通して履行確保を図る。

また、業務委託におけるハラスメントや発注者との契約等の取引上のトラブルについて、フリーランスからの相談を受け付ける「フリーランス・トラブル110番」について、引き続き周知を図る。【厚生労働省】

⑧ 女性起業家に対するハラスメント対策

地域ごとに構築する女性起業家支援ネットワークに参加するベンチャーキャピタル等の支援機関に対し、女性起業家へのセクシャルハラスメントを含めたハラスメントの防止に関する研修を実施する。【経済産業省】

令和6年10月に策定した「ベンチャーキャピタルにおいて推奨・期待される事項(VCRHs)」において、広く内外機関投資家から資金調達を目指すベンチャーキャピタルに対してハラスメント防止を含めコンプライアンス管理の体制確保を推奨しており、業界団体への周知などを通じて、これらの浸透を図る。【金融庁、経済産業省】

女性起業家に対するハラスメントも含め、相談を受け付ける「みんなの人権110番」等について、引き続き周知を図る。【内閣府、法務省、経済産業省】

(2) 地域における魅力的な職場、学びの場づくり

① 改正女性活躍推進法の着実な施行

ア 女性活躍推進法の延長及び女性活躍の更なる推進

令和7年度末に期限を迎える女性活躍推進法について、その期限を10年間延長し、女性の職業生活における活躍に関する情報公表を強化すること等を盛り込んだ改正女性活躍推進法を踏まえ、女性活躍の更なる推進に取り組む。【内閣官房、内閣府、総務省、厚生労働省、各府省】

イ 女性管理職比率の情報公表の義務化

女性管理職比率の情報公表の義務化を盛り込んだ改正女性活躍推進法を踏まえ、女性管理職比率の向上に向けた取組を促進する。【内閣官房、内閣府、総務省、厚生労働省、各府省】

ウ 男女間賃金差異の情報公表義務の対象拡大

² 業務委託の相手方であって従業員を使用しない者等

女性活躍推進法に基づく男女の賃金の差異に係る情報公表について、義務対象を常用労働者の数が 101 人以上 300 人以下の一般事業主へ拡大することを盛り込んだ改正女性活躍推進法を踏まえ、男女間賃金差異の更なる縮小に向けて取り組む。また、各企業における男女間賃金差異の要因把握・分析や、女性活躍に関する自主的な情報公表を促進する。【厚生労働省】

エ 女性の健康上の特性に留意した取組推進

女性活躍推進法の基本原則において、女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の健康上の特性に留意して行われなければならない旨を盛り込んだ改正女性活躍推進法を踏まえ、女性の健康課題に対する取組を推進する。【内閣官房、内閣府、総務省、厚生労働省、各府省】

また、積極的に女性の健康課題に対する取組を行っている企業を評価する仕組みを検討する。【厚生労働省】

オ ハラスメント対策の強化

女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針の記載事項の一つにハラスメント対策を位置付けることを盛り込んだ改正女性活躍推進法を踏まえ、職場におけるハラスメント対策を強化する。【内閣官房、内閣府、総務省、厚生労働省、各府省】

② 求職者に対する情報公表の促進

女性活躍推進データベースの更なる活用に向け、データベースの機能強化、コンテンツの充実等によるユーザビリティの向上を図るとともに、就職支援企業や大学就職課等との連携や、ハローワークにおける利用促進を図る。また、データベース登録企業数やえるぼし認定企業数の増加に取り組む。【厚生労働省】

また、女性活躍推進法「見える化」サイトについても、更なる活用に向け、利活用状況等を踏まえたサイトの改善を図り、内閣人事局、人事院、総務省及び各府省等と連携し、公務員志望者等に対する広報活動等においてサイトの周知を図る。【内閣官房、内閣府、総務省、各府省（、人事院）】

③ 男女間賃金（給与）差異の是正に向けた取組の強化

ア 男女間賃金（給与）差異の要因分析等の取組支援

女性活躍推進のための取組を行う企業への個別支援として、男女間賃金差異について簡易に分析できるツールの活用促進や、特に中小企業を対象として、男女間賃金差異の要因分析等について、各企業の雇用管理状況に応じたコンサルティング等を実施するとともに、アンコンシャス・バイアスの解消に向けて啓発に取り組む。【厚生労働省】

国及び地方公共団体の職員の男女間給与差異について、各機関において、差異の要因等の把握・分析の取組を進める。また、適切な公表に向けた周知・助言や、詳細な分析を行っている事例等について情報提供を行うことで、各機関における差異の要因等の把握・分析を更に促進する。【内閣官房、内閣府、総務省、各府省】

イ 男女間賃金差異の大きい業界に着目した取組

各業界における男女間賃金差異について、特に男女間賃金差異の大きい5つの業界³に

³ 金融業・保険業、食品製造業、小売業、電機・精密業、航空運輸業

着目し、各業所管省庁等を通じた実態把握・分析・課題の整理を踏まえ、これらの業界ごとのアクションプランの策定を促し、取組を進める。公務部門においても、女性活躍に向けて参考となる事例の横展開を図るなどの更なる取組を進める。【内閣官房、内閣府、総務省、厚生労働省、各府省】

④ 「L字カーブ」解消に向けた取組の強化

ア 女性の非正規雇用労働者の正社員転換等の促進

「L字カーブ」の解消に向けては、正規雇用の女性の就業継続を支援するだけでなく、初職から非正規雇用で働く女性や過去に妊娠等を契機に非正規雇用となった女性を正社員転換するための取組も同時に進めていく必要がある。このため、非正規雇用労働者の正社員転換及び処遇改善を進める事業主に対する助成の利用を後押しするとともに、非正規雇用労働者に対する就職支援に取り組む。【厚生労働省】

イ 多様な正社員制度の導入支援等

希望する労働者が多様な働き方を選択でき、活躍できる環境を整備するため、短時間正社員など多様な正社員制度を導入し、非正規雇用労働者の正社員転換を進める事業主に対し、働き方改革推進支援センターにおける導入支援等を行う。また、選択的週休3日制に関する好事例の周知や導入支援を行うほか、適切な労務管理下におけるテレワークなど労働者のニーズに応じた多様な働き方を実現するための環境整備を推進する。【厚生労働省】

ウ 非正規雇用労働者等へのリスキリングの推進

職業訓練等の機会が少ない非正規雇用労働者等が、離職することなく、働きながら学ぶことで、より待遇の高い仕事に挑戦できるよう、オンライン訓練の地域偏在を踏まえて、国及び地方の適切な役割分担に留意しつつ、都道府県による委託訓練に加えて、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構を通じたオンライン訓練の全国展開を行う。

【厚生労働省】

⑤ 「同一労働同一賃金」の遵守の徹底

「同一労働同一賃金」の遵守の徹底については、その履行確保に向けた取組を引き続き強力に推進するとともに、「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」（平成30年法律第71号）における施行5年後見直し規定に基づいて、労働政策審議会同一労働同一賃金部会において、「同一労働同一賃金ガイドライン」等の必要な見直しについて議論を行い、その結果を踏まえ所要の措置を講じる。【厚生労働省】

⑥ 「新・女性デジタル人材育成プラン」の実行

日本の各地域において、今後の我が国を支える成長産業であるデジタル業界への女性の労働移動を支援し、また、デジタル分野におけるジェンダー・ギャップを解消するため、「新・女性デジタル人材育成プラン」（令和7年6月10日すべての女性が輝く社会づくり本部・男女共同参画推進本部決定）に基づき、地域の多様な主体の連携・協働による、安定した所得が見込まれる就労やキャリアアップ、起業等に直結するデジタルスキルの習得支援及びデジタル分野への就労支援並びにこれらを支える社会基盤・環境の整備に取り組むものとし、地域女性活躍推進交付金をはじめとする財政支援その他の支援

により後押しする。また、官民で実施している効果の高いデジタルスキル習得支援及び就労支援などの優良事例を事例集により周知・啓発し、全国各地域への横展開を図る。

【内閣府、関係府省】

⑦ 長時間労働の是正

ア 生産性の向上

人手不足が恒常化する中、長時間労働を是正するためには、生産性を向上させる必要がある。そのため、省力化投資や、最低賃金の引上げのための環境整備及び生産性向上に資する設備投資・業務改善、製品・サービス開発等のために必要な設備投資への支援により、中小企業等の付加価値額や生産性向上を図る。【厚生労働省、経済産業省】

イ 時間外労働に係る上限規制の履行確保

時間外労働に係る上限規制を含む法定労働条件の履行確保及び長時間労働是正のため、監督指導体制の充実強化を行う。【厚生労働省】

⑧ 多様で柔軟な働き方の推進

ア 労働時間制度の在り方についての検討

「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」（平成 30 年法律第 71 号）の施行から 5 年が経過する中、管理職を含めた労働時間の実態や、労働者の健康確保やライフイベントとキャリア形成の両立の観点も踏まえ、テレワーク等の柔軟な働き方や勤務間インターバル制度を含めた労働時間制度の在り方について検討を行い、必要な措置を講じる。【厚生労働省】

イ 勤務間インターバル制度の導入の促進

勤務間インターバル制度は生活時間・睡眠時間を確保する上で重要なものであるため、その導入促進のため、全国に設置している働き方改革推進支援センターにおいて社会保険労務士等によるコンサルティングを実施し、制度導入に意欲のある企業を支援するほか、労働者の健康管理等を行う産業医等に対して、同制度の内容・効果を周知し、企業における取組を波及させること等、効果的な周知を行う。【厚生労働省】

ウ 管理職、経営者の意識啓発

一般社団法人日本経済団体連合会、日本商工会議所、全国商工会連合会、一般社団法人全国銀行協会、一般社団法人全国地方銀行協会、取引所等と連携し、女性の活躍やワークライフバランスの推進に向け、管理職や経営者の意識啓発を図る。【内閣府】

⑨ 地方や中小企業における女性の登用推進

ア 地方や中小企業で働く女性の活躍支援

地方における女性、特に中小企業で働く女性の待遇を改善し、活躍を支援する必要がある。そのため、中小企業を対象として、男女間賃金差異の要因分析や女性管理職の登用に係る課題等について、各企業の雇用管理状況に応じたコンサルティング等を実施するとともに、アンコンシャス・バイアスの解消に向けて啓発に取り組む。また、非正規雇用労働者の企業内のキャリアアップに取り組む事業主に対して「キャリアアップ助成金」により支援する。【厚生労働省】

イ 投資家の評価を利用した地方企業への女性活躍推進の波及

女性活躍に優れた企業を中長期の価値を重視する投資家に魅力ある銘柄として紹介する「なでしこ銘柄」の枠組みを活用し、地方を含め、女性活躍推進に取り組む企業の裾野拡大に向けた検討を行う。【経済産業省】

⑩ 中小企業における柔軟な働き方、ダイバーシティ経営の推進

ア テレワークの導入が進まない地方や業種・職種に対する支援

テレワークは働く時間や場所を柔軟に活用できる勤務形態であることから、適切な労務管理下におけるテレワークの普及促進や、導入が進まない地方や業種・職種に向けて、助成金の活用や専門家による無料相談対応などの支援や普及啓発等に取り組む。【内閣府、総務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省】

イ 地方の中小企業におけるダイバーシティ経営の推進

地域に根ざした中小企業による、自らの事業特性を活かしつつ、多様な人材が働きやすい企業経営の実現を後押しするため、引き続き、ダイバーシティ経営を推進する先進的な取組の横展開を図るとともに、ダイバーシティ経営の実践に向けた支援を行う。【経済産業省】

⑪ 地域働き方・職場改革等の推進

「若者や女性にも選ばれる地方」を実現するため、若者や女性の「働きがい」と「働きやすさ」の両面を向上させていく「地域働き方・職場改革」を起点とした地域社会の変革に取り組む。今後、3～5年程度における先行的な地方公共団体の成果等の蓄積を通じ、全国的な波及を目指していく。【内閣官房、内閣府、厚生労働省】

⑫ 農林水産業における女性活躍の推進

ア 農林水産業における政策・方針決定過程への女性参画の推進

農業委員や農業協同組合、森林組合、漁業協同組合の役員及び土地改良区（土地改良区連合を含む。以下同じ。）等の理事に占める女性の割合の向上や女性登用ゼロからの脱却に向けた取組などを一層推進することとし、地方公共団体、農林水産団体等に対して、具体的な目標の設定や女性の参画を促進する仕組みづくりを働きかける。特に、農業委員会及び農業協同組合について、改選時期等を見据え、これまでに設定した目標や取組計画の必要な見直しを働きかけるなど、更に取組を強化していく。また、土地改良区については、令和7年土地改良法改正において、「理事の年齢及び性別に著しい偏りが生じないように配慮しなければならない」旨規定されたことを踏まえ、国、都道府県及び都道府県土地改良事業団体連合会が連携のうえ、女性の理事登用がされていない土地改良区に対し、理事改選時期を考慮した個別の働きかけ等を強化する。

これらの組織の意思決定層に対し、女性活躍リーダーサミットの開催を通じ、女性登用を進めるための意識啓発を図る。また、農業委員会交付金の配分において女性農業委員等の登用状況を反映するとともに、女性が変わる未来の農業推進事業において女性登用促進に取り組む地方公共団体に対し優先配分する等により、女性登用の機運をさらに醸成する。【農林水産省】

イ 農林水産業における女性の活躍の推進

女性の能力の発揮等による農林水産業の発展、地域経済の活性化のため、性別役割分

担意識等を含むジェンダー・ギャップの解消に向けた啓発を行いつつ、農業女子プロジェクトや都道府県段階・全国段階の研修を通じて地域リーダーとなり得る女性農業経営者を育成する。また、経営で手腕を発揮するロールモデルの提示や女性登用・支援の一層の推進のため農山漁村女性活躍表彰を見直し、取り組む。

雇用での従事も含めて女性の働きやすい環境を整備するため、女性活躍推進法に基づく事業主行動計画の策定や男女別トイレ・託児スペース等の整備を推進する。【農林水産省】

⑬ 建設産業における女性活躍・定着の促進

将来の担い手確保による持続可能な建設産業の実現に向け、令和7年3月に官民共同で策定した「建設産業における女性活躍・定着促進に向けた実行計画」に基づき、建設産業の魅力向上・発信、働きやすい現場の実現、女性活躍・定着促進に向けた取組の裾野拡大を図る。【国土交通省】

⑭ 各地域の魅力的な大学づくりに関する取組の推進

大学を核とした地域の人材育成等のための連携基盤（地域構想推進プラットフォーム）の整備促進や、推進役となるコーディネーターの活用等を通じた大学間・産学官連携の強化等を通じて、大学を活用した地方創生の取組を推進するとともに、地域に不可欠な人材育成機能の確保を図るなど、各地域の魅力的な大学づくりに関する取組を推進する。【文部科学省】

（３）地域における人材確保・育成及び体制づくり

① 男女共同参画機構の設立及び男女共同参画センターの機能強化

ア 男女共同参画機構の設立に向けた準備等の推進

「独立行政法人男女共同参画機構法案」及び「独立行政法人男女共同参画機構法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案」を令和7年3月14日に閣議決定、国会に提出したことを踏まえ、本法案成立後速やかに、男女共同参画機構の設立準備、「独立行政法人国立女性教育会館の機能強化による男女共同参画の中核的組織の整備に向けて（令和6年7月30日）」に基づく事業内容の高度化等に必要な予算及び人員の確保に取り組む。【内閣府、文部科学省】

イ 男女共同参画センターガイドラインの策定など各地の男女共同参画センターの機能強化に向けた取組の推進

法案の成立後、法案内容については、自治体向けに周知・広報するとともに、各地域の課題及びニーズに応じて、男女共同参画センターが役割を十全に果たせるよう、計画実行・監視専門調査会の下で開催された「男女共同参画センターにおける業務及び運営についてのガイドライン作成検討ワーキング・グループ」による提言を踏まえ、男女共同参画センターにおける業務及び運営についてのガイドラインを策定する。

男女共同参画センターの機能強化は喫緊の課題であり、男女共同参画機構の設立後、地域における諸課題の解決に取り組む各地の男女共同参画センター等を速やかにかつ強力に支援できるよう、各地域における関係者相互間のネットワークの構築や、各地域が

抱える課題やニーズの把握等に必要な支援策を検討する。

あわせて、地域の課題を把握するため、就労状況など統計データを地域別に集計・整理するとともに、全国各地の男女共同参画センターから地域における男女共同参画に関する状況と課題等を集約するために必要な調査手法等についても検討する。【内閣府、文部科学省】

ウ 男女共同参画機構と各地の男女共同参画センターの情報プラットフォームの構築

男女共同参画機構と全国の男女共同参画センター相互間で必要な知見及びノウハウの共有を可能にする情報プラットフォーム構築のための調査研究結果を基に、独立行政法人国立女性教育会館において、具体的なプラットフォームの構築及び実装のための検討を進める。【内閣府】

エ 男女共同参画機構の機能に沿った施設の改修・撤去

「独立行政法人国立女性教育会館の機能強化による男女共同参画の中核的組織の整備に向けて（令和6年7月30日）」に基づく施設の改修・撤去について、埼玉県や嵐山町と所要の調整を確実にかつ速やかに進める。【内閣府、文部科学省】

② 地域女性活躍推進交付金による自治体への支援

地域女性活躍推進交付金を活用し、地方公共団体が地域の実情に応じて、関係団体等と連携して行う、就労や起業までつなげるためのリスキリング等も含めた女性デジタル人材や女性起業家の育成、「女性・平和・安全保障（WPS）」の観点も踏まえた女性防災リーダーの育成、役員・管理職の女性の登用、NPO等の知見を活用した困難や不安を抱える女性への相談支援など、関係省庁の施策とも連携しながら支援を実施する。【内閣府】

③ 新しい地方経済・生活環境創生交付金による自治体への支援

地方創生2.0を踏まえ、「若者や女性にも選ばれる地方」の実現のため、地方公共団体の自主性と創意工夫に基づく、地域の多様な主体の参画を通じた独自のジェンダー・ギャップ解消に向けた取組を、計画から実施まで、新しい地方経済・生活環境創生交付金により支援する。

併せて、本交付金を活用し、全国各地で効果的なジェンダー・ギャップ解消などに向けた取組が行われるよう、国の職員による伴走支援の強化などにより、好事例の普遍化を推進する。【内閣官房】

④ 地方公共団体の女性活躍の取組への支援

地方公共団体の女性活躍の取組を推進するため、地方公共団体が三大都市圏等の企業等の人材を地域の課題解決の即戦力として活用する「地域活性化起業人」や、都市地域から条件不利地域に住民票を異動した者を地域の課題解決に活用する「地域おこし協力隊」の仕組みを通じた地域の担い手の確保の取組を積極的に支援する。令和7年度には、「地域おこし協力隊」に関して、ターゲットに応じた戦略的な広報を実施し、女性のなり手の更なる掘り起こしを行う。

また、令和7年度からは、「事業承継等人材マッチング支援事業」により、地方公共団体が女性の人材育成や地域企業とのマッチング等に取り組む場合の経費を支援する。【総務省】

⑤ 女性活躍に取り組む地方公共団体の好事例の横展開等

地方において女性活躍を推進する上で、地方公共団体には、特定事業主行動計画に基づく女性職員の活躍推進に係る取組の実施とともに、中小企業等の地域の事業者による女性活躍推進に係る取組の支援が期待されている。地方公共団体がこれらの取組を効果的に展開する上では、そのトップである首長が深くコミットメントし、女性活躍推進法「見える化」サイトを活用した上で女性活躍を加速する取組を地域社会へ広げていくことが鍵となる。このため、男性の意識と行動の変革を目指すリーダーの会についても、女性リーダーの参加を促し様々な女性の意欲を高め、その持てる能力を最大限発揮することができるとしていく趣旨を明確化するとともに、地域シンポジウム等を通じて中小企業等の地域の事業者や地方公共団体における女性活躍推進の好事例の横展開を図る。【内閣府】

(4) 地域における安心・安全の確保

① 能登半島地震調査の結果を踏まえた男女共同参画の視点からの取組の推進

災害は全ての人の生活を脅かすが、女性やこども、脆弱な状況にある人々がより多くの影響を受けることが指摘されている。女性と男性が災害から受ける影響やニーズの違いに十分に配慮された災害対応が行われることが災害に強い社会の実現のためには不可欠である。

「令和6年度男女共同参画の視点からの能登半島地震対応状況調査」やこれまでの災害を通じて明らかになった課題や取組事例を積極的に展開するとともに、関係省庁と連携し、防災・災害対応における女性の参画拡大を更に進めていく。【内閣府】

防災施策に男女共同参画の視点が反映されるよう、災害対応を担う地方公共団体の全ての部局職員に対し、男女共同参画の視点からの防災・復興に係る研修・訓練を実施する。特に、指導的立場にある者を対象とした研修の実施に当たっては、予防、応急、復旧・復興の各段階における男女共同参画の視点からの災害対応に関する講義を盛り込む。【内閣府、総務省】

過去の災害での支援事例や対応ノウハウ、重要なポイントを体系的に整理し、内閣府男女共同参画局のホームページで共有するとともに、災害発生時には、災害対応用ページを設置するなどして、被災自治体・応援自治体・男女共同参画センター・民間支援団体・住民を含め災害対応や支援にあたる関係者が迅速に参照できる環境を整備する。【内閣府】

能登半島地震やこれまでの災害を踏まえ、防災庁(仮称)が果たすべき役割について、男女共同参画の視点を踏まえ検討を進める。【内閣官房】

② 防災・復興に関する政策・方針決定過程への女性の参画拡大

国は中央防災会議及び地方防災会議の委員に占める女性の割合の向上に取り組む。地方防災会議については、内閣府は関係省庁に対し、「1号委員(指定地方行政機関の長等)」の選定について弾力的な女性の登用を促すとともに、地方公共団体に対し、5号委員(庁内職員)や8号委員(自主防災組織や学識経験者)に女性の積極的な登用を行っ

ている好事例をあらゆる機会を通じて展開するなどの支援をする。

これまでの「ガイドラインに基づく地方公共団体の取組状況調査（フォローアップ調査）」の実施及び公表による男女共同参画の視点からの取組促進に及ぼした影響や効果を検証し、取組を更に進めるための方策を検討する。

国や地方公共団体の災害対策本部等に女性職員や男女共同参画担当部局の職員の配置が図られ、災害対応に男女共同参画の視点が初動段階から反映されるよう女性の参画拡大をはかる意義について積極的に周知を進め意識向上に取り組む。【内閣府】

③ 防災の現場等における女性の参画拡大

平常時からの防災・危機管理担当部局への女性職員の配置により、災害時、女性と男性で異なる支援ニーズに適切かつ迅速に対応することが可能となることから、国や地方公共団体の災害対応の現場への女性の参画を促進する。

地方公共団体に対し、災害対応に携わる職員が安全・安心に、かつ男女問わず子育て・介護中の職員が災害対応に専念するための支援対策の必要性について能登半島地震調査結果及び事例とともに周知する。【内閣府】

能登半島地震調査及び男女共同参画機構を設立する法案等を踏まえ、防災・災害対応における男女共同参画センターの役割について、検討するとともに、改めて地域防災計画や避難所マニュアル等に男女共同参画担当部局及び男女共同参画センターの災害時の具体的な役割を位置付けるよう地方公共団体に対し周知する。【内閣府】

④ 消防吏員、消防団員への女性の加入促進

消防吏員に占める女性の割合を令和8年度当初までに5%とする目標達成に向け、女性消防吏員の採用に向けた積極的なPR広報を実施するとともに、女性専用施設等（浴室・仮眠室等）の職場環境の整備について支援を行う。また、女性消防吏員活躍推進アドバイザーの派遣や女性消防吏員活躍推進支援事業（モデル事業）などを通じた先進的な取組事例の全国展開や外部講師による管理職員向け研修会を実施する。【総務省】

消防団員に占める女性の割合を令和8年度までに引き上げる目標（10%を目標としつつ当面5%）を掲げているところ、この目標を達成するため、女性消防団員の確保等に向けて、女性が活動しやすい環境づくりにつながる地方公共団体の取組を重点的に支援し、優良事例の横展開を図る。また、女性の入団促進に重点をおいた広報に取り組むとともに、拠点施設における女性用トイレ・更衣室等の設置や、女性を含め、全ての団員が比較的容易に取り扱える小型・軽量化された資機材の整備など、女性消防団員が活動しやすい環境整備を促進する。【総務省】

⑤ 自衛官への女性の加入促進

防災・危機管理分野で活躍が期待される自衛官について、令和12年度までに全自衛官に占める女性割合を12%以上、令和7年度末までに佐官以上の幹部自衛官に占める女性割合を5%以上とする目標を達成するため、女性隊員の採用・登用を積極的に行うとともに、隊舎・艦艇等における女性用区画の計画的な整備、隊員の意識改革、仕事と育児・介護等の両立支援等を一層推進する。【防衛省】

⑥ 女性警察官の採用・登用の拡大

地方警察官に占める女性の割合を令和8年度当初に12%程度とする目標を掲げているところ、目標達成に向けて順調に推移していることから、引き続き各都道府県警察において女性警察官の採用・登用を拡大していく。具体的には、仕事と家庭の両立支援制度の周知・推進、育児休業取得者の職場復帰支援、男性警察官の育児参加促進のほか、女性警察官の幹部登用、結婚・育児等により退職した警察官の再採用制度の活用を進める。また、幹部職員に対する男女共同参画に関する施策についての教育を徹底し、全警察官が一層活躍するための職場環境の整備等に努める。【警察庁】

⑦ 男女共同参画の視点に立った民間との連携・協働体制の構築

地方公共団体で災害対応に携わる女性職員、女性防災士、地域の女性防災リーダー等、組織の枠を超えた女性の防災人材のつながりを強化するため、よんなな防災会女子部、ジャパン女性防災リーダーの会等の民間支援団体とも連携し、全国的な女性防災リーダーのネットワーク構築に向けた取組を推進する。【内閣府】

⑧ 男女共同参画の視点を取り入れた防災教育の推進

防災に関する知識の普及において、こどもの発達段階に応じ、災害の各段階において受ける影響やニーズが女性と男性で違うことや地域防災力を高めるためには女性の参画やリーダーシップが重要であることの理解促進を図るため、継続して情報提供や働きかけを行う。また、防災訓練や各種イベント等において、男女共同参画の視点やフェーズフリーの観点を踏まえた平常時からの物資の備蓄等が重要であることについても情報提供を行う。【内閣府、総務省、文部科学省、農林水産省】

Ⅱ 全ての人が希望に応じて働くことができる環境づくり

女性がどこに住んでいても、また、いかなるライフステージにあっても、その個性と能力を十分に発揮し、自分らしく生きていくために、女性が希望に応じて働くことができ、所得向上・経済的自立を実現できることが重要である。このことは、女性が高齢期を迎えた際の安定した生活を確保するという観点からも意義がある。

そのため、非正規雇用労働者の正社員転換による「L字カーブ」の解消に向けた取組、女性デジタル人材の育成をはじめとするリスキリングの促進等の取組、「年収の壁」への対応等により、女性が希望に応じて働くことができる環境づくりを進め、男女間賃金差異の是正につなげる。また、正社員、管理職が希望に応じて働くことができる環境づくりを進めることこそが、非正規雇用労働者の正社員転換を進める上で重要である。

育児や介護をはじめとしたライフイベントとキャリア形成の両立に向けて、男女問わず多様で柔軟な働き方、男性の育児休業取得の促進など共育ての実現に向けた取組、家事支援サービス利用の普及による家事負担の軽減等を推進する。

さらに、月経、妊娠・出産、更年期等、女性のライフステージごとの健康課題への対応も重要であり、これらに起因する望まない離職等を防ぐため、女性が健康を確保し安心して働ける環境整備のための取組を推進し、就業継続を支援する。

職場等におけるハラスメントは、あってはならないものであり、事業主に雇用管理上の

措置を義務付けること等により、ハラスメントの防止に取り組む。

(1) 女性の所得向上・経済的自立に向けた取組の強化

- ① 改正女性活躍推進法の着実な施行
男女間賃金差異の情報公表義務の対象拡大 ※再掲
- ② 男女間賃金（給与）差異の是正に向けた取組の強化 ※再掲
- ③ 求職者に対する情報公表の促進 ※再掲
- ④ 「L字カーブ」解消に向けた取組の強化 ※再掲
- ⑤ 「同一労働同一賃金」の遵守の徹底 ※再掲

⑥ 女性の視点も踏まえた社会保障制度・税制等の検討

個人の価値観やライフスタイル、働き方の多様化が進んでいる中で、全ての人が希望に応じて働くことができる環境をつくり、女性の所得向上・経済的自立を実現するためには、ライフスタイルや働き方に対して及ぼす影響が中立的な制度・慣行を構築することが不可欠である。

また、明示的に性別による区別を設けていなくても、固定的な性別役割分担意識や性差⁴に関する偏見等を反映して、結果的に男女に中立に機能しない場合もあることから、

- ・ 現行の制度は就業調整を選択する人を増やしているのではないか。
- ・ 配偶者の経済力に依存しやすい制度は、男女間賃金格差も相まって、女性の経済的困窮に陥るリスクを高める結果となっているのではないか。
- ・ 現行の制度は分配の観点から公平な仕組みとなっていないのではないか。

という主に3つの観点を踏まえ、社会保障制度・税制等について不断の見直しを行う。

【内閣府、関係府省】

⑦ 「年収の壁・支援強化パッケージ」の着実な実行と年金制度等の見直し

いわゆる「年収の壁（106万円・130万円）」を意識せずに働くことが可能となるよう、短時間労働者への被用者保険の適用拡大や最低賃金の引上げ等に取り組むことと併せて、当面の対応策として、「年収の壁・支援強化パッケージ」を着実に実行する。

さらに、働き方に中立的で、ライフスタイルの多様化等を踏まえた制度の構築等のため、短時間労働者への被用者保険の適用拡大等の内容を盛り込んだ「社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律案」を第217回国会に提出した。【厚生労働省】

⑧ 医療、介護、福祉などの分野で働く方々の賃上げ

⁴ 本重点方針においては、用いられる文脈により、生物学的な性差若しくは社会的・文化的な性差又はその両方を指す。

令和6年度の診療報酬・介護報酬・障害福祉サービス等報酬の同時改定における賃上げ措置が最大限に活用されるよう引き続き取り組んでいくとともに、令和6年度補正予算における更なる賃上げに向けた支援策が現場で働く方々に行き届くよう、引き続きしっかりと取り組む。【厚生労働省】

⑨ 教育訓練給付金の活用促進

自ら教育訓練に取り組む労働者への支援を強化するため、「雇用保険法等の一部を改正する法律」（令和6年法律第26号。以下「改正雇用保険法」という。）に基づき、令和6年10月より給付率を引き上げた教育訓練給付金について、制度の周知に取り組む。【厚生労働省】

⑩ 雇用保険の適用拡大

改正雇用保険法に基づく、週所定労働時間10時間以上20時間未満の労働者への雇用保険適用について、令和10年10月からの施行に向けて、着実に準備を進める。【厚生労働省】

⑪ 「新・女性デジタル人材育成プラン」の実行 ※再掲

⑫ ひとり親家庭への支援

ひとり親家庭の就業率は約9割と高い水準にあるが、母子世帯における正規雇用率については約5割となっており、また、その一方で、母子家庭の平均年間就労収入は236万円と低い状況にあることや、養育費の受領率が母子家庭では約3割、父子家庭では約1割にとどまっているなどの課題がある。子育てと仕事を一人で担わざるを得ない、ひとり親家庭が抱える様々な課題に対応するため、以下の取組を進める。

ア 就労支援

ひとり親家庭等就業・自立支援事業における個々の補助メニューごとの補助単価（上限額）の撤廃や地方公共団体の就業・自立支援に資する先駆的な取組による補助メニューの新設等について、令和7年度から実施し、ひとり親に対する一貫した就業支援サービス支援を進める。【こども家庭庁】

民間事業主に対し、ひとり親を雇い入れ、人材育成・賃上げに向けた取組を行う企業に対する支援を引き続き行い、ひとり親が働きやすい環境整備に関する助言を行う。あわせて、ひとり親の雇用を促進する支援員を各地方公共団体等の窓口配置するなど、相談支援体制の充実を図る取組を進める。【こども家庭庁、厚生労働省】

自立に向けて意欲的に取り組んでいるひとり親に対し、住居の借り上げに必要となる資金を無利子で貸し付けることにより、就労又はより所得の高い就労等につなげ、自立の促進を図る。【こども家庭庁】

イ 養育費受領率の向上

希望する全てのひとり親世帯が養育費を受領できるようにすることが重要であるという認識の下、まずは2031年に、全体の受領率（養育費の取決めの有無にかかわらず受領率。こども家庭庁「全国ひとり親世帯等調査」における母子世帯の数値を指標とする。）を40%とし、養育費の取決めをしている場合の受領率を70%とすることを目指す

こととする。

上記の目標を達成すべく、以下の取組を進める。

- ・パンフレットや解説動画の配信による周知・広報に努めるとともに、親支援講座を実施する地方公共団体を支援するなど、あらゆる機会を利用して離婚の際に養育費を支払うことは当然のことであるという意識改革を更に強力に進める。【こども家庭庁、法務省】
- ・養育費に関する専門知識を有する相談員の配置等を行う離婚前後家庭支援事業を実施する地方公共団体を支援し、養育費の取決めを促進するとともに、養育費に関する合意書作成の手引きの交付や、認証紛争解決事業者が行うADRでの養育費の取決めに基づく民事執行について適切に周知・運用する。【こども家庭庁、法務省】
- ・離婚前からの相談支援や養育費の確保に資する取組を行う「離婚前後家庭支援事業」を実施する地方公共団体の取組事例を周知するなどして、地方公共団体における同事業の活用を推進する。【こども家庭庁】
- ・民事裁判手続に必要な弁護士費用等の立替えを行う民事法律扶助について、ひとり親に対する償還免除要件が緩和されたことなどを踏まえ、適切に運用する。【法務省】
- ・共同養育計画及びその在り方について調査・研究し、その成果に基づいて、標準モデル例を公表するとともに、離婚する父母に情報提供する。【法務省】
- ・離婚及びこれに関連する制度に関する規定等の見直し（養育費債権への先取特権の付与、法定養育費制度の導入等を含む。以下、本項において「本件見直し」という。）を内容とする「民法等の一部を改正する法律」（令和6年法律第33号。以下「民法等改正法」という。）を踏まえた養育費の確保に向けた効果的な方策の在り方等について検討を進め、その成果や課題が今後の施策に反映されるよう関係府省との連携を図る。【法務省】
- ・本件見直しを内容とする民法等改正法の円滑な施行に向けて、改正内容及び解釈上参考となる事項を国民及び関係機関に周知する。【法務省】
- ・養育費の確保を含む父母の離婚後の子の養育に係る制度及び支援施策の在り方等について、民法等改正法の施行後の各法律の施行状況を踏まえた調査研究を実施するなどして検討を加える。【法務省】
- ・民法等改正法による改正後の民法等の内容や今後の「全国ひとり親世帯等調査」の結果を踏まえて、必要に応じて養育費の受領率の達成目標を見直すこととする。【内閣府、こども家庭庁、法務省】

（２）仕事と育児・介護の両立の支援

- ① 長時間労働の是正 ※再掲
- ② 多様で柔軟な働き方の推進 ※再掲
- ③ フリーランスの就業環境の整備 ※再掲
- ④ 中小企業における柔軟な働き方、ダイバーシティ経営の推進 ※再掲

⑤ 「共働き・子育て」の実現に向けた取組

ア 男性の育児休業取得の更なる促進

男性の育児休業について、制度面と給付面の両面からの対応を継続しつつ、男性の育児休業取得率の更なる向上を目指す。その際、男性の育児休業取得が実質を伴ったものとなるよう、男女が共に育児を担うことの重要性や「共働き・子育て」の意義が広く認識されるような取組を行う。【内閣府、こども家庭庁、厚生労働省】

イ 育児時短就業給付の実施・周知

子の出生・育児休業後の労働者の育児とキャリア形成の両立支援の観点から、男女共に時短勤務を選択しやすくなるよう、「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」（令和6年法律第47号。以下「改正子ども・子育て支援法」という。）により改正された雇用保険法に基づき、2歳未満の子を養育するために時短勤務をする場合に、育児時短就業給付として時短勤務中の賃金の10%を支給するとともに、制度の周知に取り組む。

【厚生労働省】

ウ 仕事と育児を両立できる職場環境の整備

子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置や、男性の育児休業取得率の公表義務の拡充等を盛り込んだ「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律」（令和6年法律第42号）が令和7年4月から段階的に施行されていることを踏まえ、改正内容の周知・理解促進を図るとともに、仕事と育児の両立支援に関する事業主の取組を支援する両立支援等助成金や労務管理の専門家による支援等を実施し、「共働き・子育て」の推進や男性の育児休業取得率の更なる向上を目指す。【こども家庭庁、厚生労働省】

エ 出生後休業支援給付の実施・周知

「共働き・子育て」の推進の観点から、改正子ども・子育て支援法により改正された雇用保険法に基づき、子の出生直後の一定期間以内に、両親が14日以上の子育て休業を取得する場合に、最大28日間、育児休業給付金に加えて、休業開始前賃金の13%を出生後休業支援給付として支給し、育児休業給付と合わせて休業開始前賃金の80%（手取りで10割相当）を実現するとともに、制度の周知に取り組む。【厚生労働省】

⑥ 仕事と介護の両立支援の促進

仕事と介護の両立のポイントや具体的な対応方法等をまとめた企業・労働者向けの各種支援ツールや両立支援に関する経営者向けガイドラインの活用を促進することにより、介護離職を防止するとともに、全ての企業が我がごととして仕事と介護の両立支援に向けた取組の充実を行うに当たってのマインドセット醸成や情報提供を行う。

また、両立支援等助成金について、介護休業中等の労働者の業務代替に関する拡充を踏まえた活用促進や更なる制度の充実に取り組む。【厚生労働省、経済産業省】

⑦ 外部サービス利用の普及による家事負担の軽減

労働者の家事負担を軽減する家事支援サービスについて、心理面・価格面での利用の障壁を低減するための効果的かつ面的な広報等に取り組み、利用者に対して認証制度や家事支援サービスを活用した好事例の普及を行うとともに、企業に対して従業員に対す

る福利厚生導入の促進を図る。また、サービスの品質向上等の観点から、認証事業者の拡大に向けた方策やサービス提供スタッフの能力の基準について検討する。【経済産業省】

⑧ キャリア形成と育児等の両立を阻害する要因に関する調査を踏まえた啓発

「キャリア形成と育児等の両立を阻害する要因に関する調査」の結果を踏まえ、男女が家事・育児等を分担して、共にライフイベントとキャリア形成を両立できる環境づくりに向けて、啓発を図る。【内閣府】

⑨ 仕事と育児の両立にも資する就学児の居場所づくり

こどもの健全な育成を念頭に置きつつ、不登校の児童や障害児を含め、就学児のいる親が希望に応じて働くことができる観点からも、放課後児童クラブの待機児童の解消に向けた受け皿整備等の放課後児童対策に係る取組の強化、多様な学びの場の確保、放課後児童クラブにおける障害児受入推進等に取り組む。【こども家庭庁、文部科学省】

⑩ こども・若者のライフデザイン支援

様々なロールモデルに触れる機会、社会人との交流の場、乳幼児と触れ合う機会などを創出し、こども・若者が自らのライフデザインを描けるよう、民間企業等との連携も含め意識啓発やその機会・情報の提供に取り組む。【こども家庭庁】

(3) 仕事と健康課題の両立の支援

① 改正女性活躍推進法の着実な施行

女性の健康上の特性に留意した取組推進 ※再掲

② 健診やセルフチェック、相談事業等の活用による女性の健康確保に向けた取組の推進

働く女性の月経、妊娠・出産、更年期等、女性のライフステージごとの健康課題に起因する望まない離職等を防ぎ、女性が活躍し、また、健やかで充実した毎日を送ることができるよう、プライバシーに十分配慮した上で、事業主健診（労働安全衛生法に基づく一般定期健康診断）の標準的な問診票に、月経随伴症状や更年期障害等に係る質問を追加する。あわせて自治体健診における骨粗鬆症検診について検診受診率向上に向けた取組を進める。【厚生労働省】

女性活躍推進法の基本原則において、女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の健康上の特性に留意して行われなければならない旨を盛り込んだ改正女性活躍推進法を踏まえ、職場における女性の健康支援の取組を促すに当たっての方策を検討する。【厚生労働省】

事業者向けガイドラインや健診機関向けマニュアルにおいてセルフチェックの重要性に触れるとともに、女性特有の健康課題に関する啓発を含め情報提供を行う。【厚生労働省】

また、更年期に係る症状を自己評価により把握し、受診などの適切な行動に結びつけられるようセルフチェックを活用するなどの取組を、企業や自治体に促す。あわせて事

業所内に働く女性の相談に対応する担当者を配置するなど女性の健康を話題とする場づくりを推進する。【厚生労働省】

労働者が女性特有の健康課題で職場において困っている場合、事業者が産婦人科医等の専門医の早期受診を勧奨すること及び専門医の診断書を持って事業者に相談することが可能であること等を事業者向けガイドラインや健診機関向けマニュアルにおいて明示するとともに、今後の普及、活用促進について取組を進める。【厚生労働省】

加えて、企業において、従業員の産婦人科受診に対するハードルを下げることに資する相談事業が行われることを促進する。【厚生労働省】

③ 女性の健康課題に取り組む企業の評価制度の活用・促進

健康経営銘柄、健康経営優良法人、なでしこ銘柄等において、女性の健康課題に取り組み、成果を上げている企業や健康保険組合の好事例を集め、他の企業等にも広く周知すること等を通じて、企業における女性の健康課題への取組をより促進する。

さらに、企業だけでなく、自治体や一般社団等の多様な法人で取組が広がるよう、健康経営優良法人の認定要件変更を検討する。【厚生労働省、経済産業省】

女性活躍推進法の基本原則において、女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の健康上の特性に留意して行われるべき旨を明確化することを盛り込んだ改正女性活躍推進法を踏まえ、女性の健康課題に関する取組を積極的に行っている企業を評価する仕組みを検討する。【厚生労働省】

④ 女性の健康課題に対応する施策の充実に向けた効果検証

フェムテック等サポートサービス実証事業の成果の普及を通じて、企業における更なる好事例の創出を図り、自治体及び中小企業への横展開等に取り組む。【経済産業省】

女性特有の健康課題による社会全体の経済損失は年間約3.4兆円と推計されたとの試算もあり、女性の健康施策導入の重要性が高まっていることを踏まえ、女性の健康に関する取組の効果検証プロジェクトを実施し、施策の実施前後でどのような効果があったかを明らかにする。

女性の健康課題によって生じる労働損失について再試算の際には、妊娠・出産・産後の不調にかかわる要素（産後うつ等の産前産後に発生する健康課題）も考慮する。【経済産業省】

女性の健康施策の効果検証プロジェクトにおいては、女性のプレゼンティーズムやエンゲージメント改善などにフェムテック関連サービス・商品が有効であるかどうかを把握するなど、企業にとっての直接的なメリットを示す。【経済産業省】

人材不足が深刻な地域の中小企業においては、女性特有の健康課題に対応する施策に取り組むことは、企業のレジリエンスや人材確保の面で、企業経営にとって効率的な投資となる可能性が高いが、一方で、中小企業は支援サービス導入に際して初期コストのハードルが高く、導入を躊躇する傾向がある。そのため、資金やリソース・ノウハウが不足しがちな中小企業に対し、女性特有の健康課題解決に向けた社内体制を整備するための支援を実施するとともに、先進的に女性の健康に関する施策に取り組んでいる中小企業を見える化する。【経済産業省】

⑤ 働く女性の健康を支えるための更なる取組の推進

女性ならではの健康課題を解決することや、女性のライフイベントに応じた支援策を講じること、女性自身が健康課題に気が付き、早期のケアを行うことの重要性について、企業の経営層に理解を深めてもらい、企業における支援を促すことが必要である。中小企業にも波及させることを念頭に、女性従業員の健康支援について好事例を収集し、HPでの公表を行う。【厚生労働省】

企業における女性の健康課題にかかる取組や、事業主健診に関する取組について、連携して周知・啓発を行う。【厚生労働省】

病気休暇等の特別休暇制度の導入を推進するため、特別休暇制度導入事例集の作成・周知に取り組む。【厚生労働省】

公務組織を構成する多様な職員が、心身の健康を保持しながら活躍することができるよう、性差・年齢等に応じた様々な健康課題への理解を促進する。特に女性については、月経、出産等、個人差は大きいもののライフステージごとに特有の健康課題が存在することに留意して理解を促進する。このため、各府省の取組として、心身の健康増進に関する各階層向けの研修等の健康教育を推進する。特に、管理職向け及び新規採用者向けの健康教育に率先して取り組む。また、職員を対象とした健康相談窓口拡充に係る実証事業を実施しその周知を図るとともに、各府省における健康管理体制の整備充実を進める。【内閣官房、各府省（、人事院）】

産業保健スタッフ、保健師、助産師、看護師、薬剤師、養護教諭等が、職場や地域、学校など様々な場で、更年期の健康課題を含め、女性のライフステージごとの健康課題とその対処法について知識の普及に取り組めるよう、人材育成を図る。【文部科学省、厚生労働省】

（４）職場等におけるハラスメントの防止

① 改正女性活躍推進法の着実な施行 ハラスメント対策の強化 ※再掲

② ハラスメントの規範意識の醸成、カスタマーハラスメント・就活等ハラスメント対策の強化

第217回国会において成立した「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律等の一部を改正する法律」において、職場におけるハラスメントを行ってはならないことについて国民の規範意識を醸成するために啓発活動を行う国の責務や、カスタマーハラスメントや求職者等に対するセクシュアルハラスメントを防止するための事業主の雇用管理上の措置義務等が規定されたことを踏まえ、事業主が講ずべき措置等の適切かつ有効な実施を図るために必要な指針を定めるとともに、改正法の着実な施行を図り、ハラスメントのない職場づくりに向けて必要な啓発活動を行う。カスタマーハラスメントについて、関係省庁の連携により各業界の取組を促進する。また、教職員が学生に対して行うハラスメント等を含め、ハラスメントの防止及び適切な対応のため、大学等の関係者が集まる各種会議等において、各大学における取組の好事例の発信や、相談窓口の周知等を一層強化するとともに、大学におけるハラス

メント防止に係る研修教材の周知を行う。【文部科学省、厚生労働省、各府省】

③ 女性起業家に対するハラスメント対策 ※再掲

III あらゆる分野の意思決定層における女性の参画拡大

あらゆる分野の意思決定層における女性の参画拡大は、多様な視点を反映させる観点から極めて重要であり、地方を含めこうした取組を日本全体に波及させていかなければならない。

また、主な先進国では、いわゆる管理職（管理的職業従事者）に占める女性の割合がおおむね30%以上となっている一方、我が国では役員や管理職等の意思決定過程への女性の登用は十分でなく、国際的に見てもいまだ遅れていることも踏まえ、女性管理職比率の情報公表の義務化やプライム市場上場企業における女性役員登用の加速化に取り組み、企業における女性活躍の推進を更に強化する。

なお、こうした取組の前提として、長時間労働の是正や誰もが仕事と生活を両立しやすい職場環境を実現するとともに、採用から登用まで一貫したキャリア形成支援を行い、女性役員を社内から登用していけるよう支援することが重要である。

また、令和6年度に実施した女性の政治参画への障壁等に関する調査の結果を踏まえた啓発や地方議会における女性を含む多様な人材の参画推進、行政分野における女性管理職比率の情報公表の一層の推進など、政治・行政分野においても、積極的に取組を進める。

さらに、我が国の持続的発展の基盤となる科学技術・学術分野においては、幼児期から大学まで各段階において、女子学生が少ない理工系分野等への進学者増に向けた取組を進めるとともに、出産・育児等のライフイベントと研究の両立支援や大学における意思決定層への女性の参画拡大に取り組む。

国際的な分野においても、将来を担う人材の育成も含め、中長期的な観点で女性活躍を推進する。

（１）企業における女性活躍の推進

① 改正女性活躍推進法の着実な施行

女性管理職比率の情報公表の義務化 ※再掲

② プライム市場上場企業等における女性役員登用加速化に向けた取組

女性役員登用に向けた目標設定や行動計画策定・実行のポイント等をまとめた行動計画策定ガイド（仮称）、女性人材のパイプライン構築に資する女性役員のロールモデル事例集（仮称）、女性登用の意義や具体的な取組について理解を深めるための「女性登用加速化セミナー」のアーカイブ動画を活用し、プライム市場上場企業等における女性役員登用加速化に向けた啓発を行う。

各企業における女性役員登用目標の前提とした「執行役員又はそれに準じる役職者」を含む役員に占める女性割合、女性役員登用目標の設定及び行動計画の策定状況等や、企業の女性役員の活躍状況に関する調査を行う。また、プライム市場上場企業以外の上場企業における女性役員の登用を促進するための方策を検討する。【内閣府】

企業経営を担う女性リーダー人材の育成を目的とした企業横断的なネットワーク構築と勉強機会の提供として実施されている女性リーダー育成研修「Women's Initiative for Leadership（通称WIL）」の枠組みを活用し、女性の登用等を後押しする。【経済産業省】

人的資本経営の観点から、女性役員登用目標やその達成に向けた行動計画等の情報公表を促すとともに、女性を含めた多様な人材の活躍推進に向けた取組等が促進されるよう「人的資本経営コンソーシアム」等を通じた企業への働きかけを行う。また、女性の昇進意欲やリーダーシップの向上を目指した業種横断のメンタリングプログラムについて、マニュアルの普及やベストプラクティスの紹介を通じて、企業等における実施を推進する。【金融庁、経済産業省】

経営戦略の実現に必要な知・経験を持った人材が、属性を問わず活躍することができる環境の整備と、組織文化の醸成を行うことで、イノベーションを生み出し、価値創造につなげていく「ダイバーシティ経営」について、経営陣の考え方や具体的取組方法について示したレポートを各種支援ツールと併せて企業に対して発信する。【経済産業省】

③ 公共調達等に関する取組の更なる促進

公共調達において女性活躍推進法等に基づく認定等を受けた企業を加点評価する取組について、これまでの国の機関における加点評価の実施状況や、競争参加者の特性等を踏まえつつ、特に更なる実施余地がある公共工事等に関する調達をはじめ、各機関における取組を更に促進する。【内閣府、各府省】

女性活躍や子育て支援の取組に積極的な企業等を後押しするため、各府省の補助金等において、補助目的に鑑みつつ、先行して実施されている取組事例も参考にし、女性活躍や子育て支援に積極的に取り組む企業に対して加点するといった優遇措置が拡大・促進されるよう取り組む。【内閣府、各府省】

④ 建設産業における女性活躍・定着の促進 ※再掲

(2) 政治・行政分野における男女共同参画の推進

① 政治分野における男女共同参画の推進

女性の政治参画への障壁等に関する調査の結果を踏まえ、関係機関の連携・協力も得ながら、様々な機会を通じ、女性の政治参画への障壁とその解消に向けた必要な取組について啓発を行う。【内閣府】

「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」（平成30年法律第28号）及び5次計画を踏まえ、関係機関の連携・協力も得ながら、女性議員等のネットワークに関する調査を実施し、その結果について、政党や地方6団体、地方公共団体等へ情報提供を行い、横展開を図る。【内閣府】

また、女性を含む多様な人材が議会に参画する上での障壁を除去するため、育児・介護等を事由とした委員会へのオンライン出席のためのルールを整備している地方議会の事例や実績のほか、様々な議会活動におけるデジタル技術の活用等について横展開を行うため、広く周知を行う。【総務省】

② 行政分野における女性活躍の推進

5次計画に定める国家公務員の各役職段階に占める女性の割合に関する成果目標を踏まえ、各府省において、各役職段階に占める女性の割合に関する数値目標を定め、より一層の女性登用に向けた取組を強化する。なお、目標や取組の内容、実施状況については、各府省において公務員を志望する女性等に分かりやすい形で公表を行うものとする。

【内閣官房、内閣府、各府省】

5次計画に定める国家公務員採用試験からの採用者に占める女性割合に関する成果目標及び国家公務員の各役職段階に占める女性の割合に関する成果目標の達成に向けて、特に技術系人材の採用につき、課題の把握・分析を行うとともに、採用に向けた積極的な広報活動等に取り組む。各府省は選考による採用を行うに当たっても、女性の採用・登用について、それぞれの実情に応じて、広報の充実など、必要な対応を行う。【内閣官房、各府省（、人事院）】

性別により離職割合や離職意向に偏りがなく、各府省における働きやすさや働きにくさにジェンダー・ギャップやジェネレーション・ギャップがないか等を明らかにするために、調査等により実態の把握を進める。【内閣官房（、人事院）】

地方公共団体における女性職員の採用・登用を推進するため、女性職員の採用・登用拡大に向けた目標やその達成方法について、次世代育成支援対策推進法又は女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画等に盛り込むなど、更なる取組の強化を図るよう、地方公共団体に要請する。【内閣府、こども家庭庁、総務省】

地方公共団体で働く非常勤職員について、地方公共団体の業務において重要な役割を果たしている会計年度任用職員に対し、期末・勤勉手当の適切な決定を行う旨や、給与改定について、改定の実施時期を含め、常勤職員の給与改定に係る取扱いに準じて改定することが基本である旨の助言を行うなど、会計年度任用職員の適正な処遇の確保・改善に引き続き取り組む。【総務省】

③ 改正女性活躍推進法の着実な施行

女性管理職比率の情報公表の義務化 ※再掲

（3）科学技術・学術分野における女性活躍の推進

① 女性が少ない分野への進学者増に向けた取組の推進

女子学生の占める割合の少ない分野の大学入学者選抜において、理工系の女子などを対象にした入学者の多様性を確保する選抜の実施等に積極的に取り組む大学等に対して、国立大学法人運営費交付金や私立大学等経常費補助金による支援を行う。また、国立大学・高等専門学校（以下「高専」という。）における、女子学生の増加等に対応した施設整備の取組を着実に実施する。また、好事例の収集・公表等のフォローアップを通じて、女子学生卒の確保等に積極的に取り組む大学の取組を促進する。【文部科学省】

デジタル・グリーン等の成長分野をけん引する高度専門人材の育成に向けて、学部転換等の改革に踏み切る大学・高専を機動的かつ継続的に支援することで、成長分野への女子の進学者増を目指す。【文部科学省】

理工農系の女子学生の修学や卒業後の活躍機会の確保を目的として、大学が民間企業等と連携して行う取組を、好事例の収集・展開を通じて引き続き促進する。【文部科学省】

児童・生徒の理科教育における興味・関心をより高め、理系分野等を選択する児童・生徒の増加につながるよう、理系分野等の専門知識を有する外部人材が学校現場で活躍できる環境を醸成する取組を一層促進する。【文部科学省】

女子中高生の理工系分野への進学を促進するため、女子中高生、保護者・教員を対象として、理工系分野に対する興味・関心を喚起する地域における取組を支援し、取組の成果等を全国に展開する。【文部科学省】

理工系分野での活躍を含む、女性の多様な選択を可能にするための教育・学習プログラムの開発・普及を図るとともに、教育分野のアンコンシャス・バイアスの解消や男女共同参画の推進に取り組む。【文部科学省】

未就学児がジェンダーバイアスにより自分の可能性を狭めてしまわないよう、幼児期の教育現場等における固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）の解消に資する方策について引き続き調査研究を行い、成果物について周知・普及に努める。【文部科学省】

若手ロールモデルによる授業等を含む具体的な実施内容や実施手順の事例を示した「理工チャレンジ」プログラム（モデル）を作成し、各大学・高専に周知し、「理工チャレンジ」の取組数や若手ロールモデルによる理工系の魅力を発信する機会の増加を目指すとともに、理工系分野への進路選択の支援となるよう、理工チャレンジプログラムやロールモデルの提示等の取組について、女子中高生・女子学生等への広報や周知を強化する。また、人口5万人未満の地域においては、理工系に対する興味を深める機会等が相対的に不足しているとの調査研究結果を踏まえ、当該地域において、ロールモデルによる出前授業を実施すること等により、女子中高生の理工系分野への進路選択の促進に取り組む。【内閣府】

② 大学等における女性登用の促進

女性管理職の登用拡大を促すとともに、女性教員の在籍・登用状況などの情報開示の促進を図る。【文部科学省】

学長、副学長及び教授における女性登用を促進するため、国立大学法人運営費交付金や私立大学等経常費補助金をはじめとする大学への資源配分において、引き続きインセンティブを付与するとともに、女性を含む様々な人材が活躍できる環境整備のための必要な施策を講じる。【文部科学省】

公的研究費の若手研究者向け支援事業の公募要領における年齢制限等において、出産・育児の期間を考慮する取組を促進する。また、大学等において若手教員採用の際の年齢制限についても同様の措置を図る。【文部科学省】

出産・育児等のライフイベントと研究の両立や女性研究者リーダーの育成を一体的に推進するダイバーシティ実現に向けた大学等の取組支援を強化するとともに、本取組で得られた成果等を積極的に発信することなどにより、更なる大学の取組を促進する。また、女性研究者が大学等において能力を発揮し、活躍できる環境を整えるため、各国公私立大学等に対して、ハラスメント防止のための窓口の設置等の取組の実施状況について、調査を行う。【文部科学省】

女性研究者などの研究者が不安なく研究に取り組めるようにするための人事制度の改革に取り組む大学等への機関支援について、好事例の発展・展開を促進する。また、出産・育児等のライフイベントによる研究中断後に円滑に研究に復帰できる支援や家族帯同に関する支援制度等の優れた研究者への個人支援の在り方を検討する。【文部科学省】

（４）国際的な分野における女性活躍の推進等

在外公館の各役職段階に占める女性の割合（令和６年７月現在：公使、参事官以上 8.8%、特命全権大使、総領事 7.1%）などを令和７年までに引き上げる目標（公使、参事官以上 10%、特命全権大使、総領事 8%）を掲げているところ、これらの目標を着実に達成するため、人材の着実な育成や昇任意欲の向上につながる取組を進め、女性職員の採用拡大、能力向上につながる適材適所な人材配置を行うとともに、省内公募の活用、管理職や管理職候補への中途採用や民間登用の推進等により、管理職登用を直接行うだけでなく、中長期的な観点からもその候補者を増やす取組を進める。

さらに、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントの分野において国際的に活躍できる人材を増やすため、若者の育成にも取り組む。【外務省】

Ⅳ 個人の尊厳が守られ、安心・安全が確保される社会の実現

個人の尊厳が守られ、安心・安全が確保されることは、男女共同参画社会を実現するための基盤であり、全国どこに住んでいても、実現されなければならない。

そのため、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（平成 13 年法律第 31 号。以下「配偶者暴力防止法」という。）の円滑な運用や配偶者等からの暴力の被害者支援の更なる充実など配偶者等への暴力への対策の強化、性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター（以下「ワンストップ支援センター」という。）と地域における関係機関とのネットワーク構築の推進や、ワンストップ支援センターの運営の安定化及び支援の質の向上等に向けた支援による性犯罪・性暴力対策の強化など、各地域において、あらゆる暴力の根絶に取り組む。これに向けては、女性の所得向上・経済的自立の実現も重要である。

また、災害時には、女性やこども、脆弱な状況にある人々がより多くの影響を受けることが指摘されており、女性と男性が災害から受ける影響やニーズの違いに十分に配慮された災害対応が行われることが重要である。令和 6 年度に実施した能登半島地震対応状況調査の結果を踏まえ、フェーズフリーの観点も採り入れつつ、男女共同参画の視点に立った防災・復興の取組を推進するとともに、取組の推進を担保するため、防災・復興に関する政策・方針決定過程や災害対応の現場における女性の参画拡大を進める。さらに、「女性・平和・安全保障（W P S）」の取組を強化する。

女性はホルモンバランスの変化などにより、思春期・青年期・更年期・老年期などライフステージごとに健康課題が変わり、特有のライフイベントとして妊娠・出産がある。女性が生涯にわたって健康に過ごすためには、女性のライフステージと性差に着目した取組が重要であり、令和 6 年に設立された「女性の健康総合センター」の診療機能の充実やフェムテックの推進と更なる利活用、「生理の貧困」対策などに取り組む。

(1) 配偶者等への暴力への対策の強化

① 配偶者への暴力防止に関する相談体制の整備と周知

配偶者への暴力を容認しない社会の実現に向けて、配偶者への暴力が重大な人権侵害であることや、殴る・蹴るなどの身体的暴力だけでなく、心を傷つける精神的な暴力も暴力であり、重篤な精神的被害を受けた場合にも接近禁止命令等の対象となること等について、更なる広報啓発に取り組むとともに、被害者がためらうことなく相談することができるよう、配偶者暴力相談支援センター等の相談窓口について一層の周知を図る。【内閣府】

男性、外国人、障害者等を含む多様な被害者について、情報提供、相談の対応等において、それぞれの被害者の立場に立った配慮が行われるよう、配偶者暴力相談支援センター等に継続的に必要な情報提供等を行う。【内閣府、厚生労働省】

多様な相談ニーズに対応するため、令和7年度においても、内閣府が令和2年度に開設した相談窓口の「DV相談プラス」を継続し、24時間の電話相談、チャットでの相談等を受け付けるとともに、10か国語でのチャット相談や必要な場合の関係機関への同行支援等に対応する。

また、配偶者暴力相談支援センターの相談員等に助言や情報提供等を行う「ヘルプデスク」を引き続き運用し、地域における相談対応等を支援する。【内閣府】

② 被害者支援の更なる充実

配偶者からの暴力の被害者が、身近な地域において、保護命令の申立ての支援を含め、それぞれの状況に応じた必要な支援を切れ目なく受けることができるよう、情報の提供や研修機会の提供等により、配偶者暴力相談支援センターの機能の充実、配偶者暴力防止法に基づく法定協議会の活用等による関係機関・団体等との一層の連携、相談員等の専門性の向上等、地域における被害者支援体制の充実強化のための都道府県や市町村の取組を促進する。また、保護命令の申立てに当たって診断書を取得する場合を含め、被害者が円滑に医療機関を受診することができるよう、配偶者からの暴力の特性や被害者の保護・支援に係る制度等について医師等の医療関係者の理解の促進を図るとともに、法定協議会の活用等、各地域における配偶者暴力相談支援センター等と医師会や医療機関等との一層の連携を促す。【内閣府、厚生労働省】

さらに、配偶者からの暴力の被害者の保護や支援について、今後の施策の充実に係る検討等に資するよう、配偶者暴力防止法を共管する内閣府及び関係省庁が連携し、令和6年4月の改正法施行後の取組の状況等に係る的確な把握、分析に取り組む。【内閣府、警察庁、法務省、厚生労働省】

被害者の保護・自立支援を図る上で、一人一人の多様なニーズに柔軟に対応した支援に取り組む民間シェルター等の民間団体との緊密な連携が極めて重要であることから、都道府県等に対し、連携先となる民間団体に法定協議会への参加を求めることの検討等を促す。官民連携の下で民間シェルター等が行う先進的な取組について、都道府県等に対する交付金によって支援を行い、各地域の行政と民間シェルター等とが連携した被害者支援の充実を図る。【内閣府】

被害者支援の一環として、加害者に働きかけることで加害者に自らの暴力の責任を自

覚させる加害者プログラムについて、地方公共団体の担当者等に対する研修等により、その必要性や実施に当たっての留意事項等についての理解の促進を図るとともに、都道府県等に対する交付金の活用やウェブサイトにおける関連情報の一元的な提供・発信等により、各地域における加害者プログラムの実施を推進する。【内閣府】

警察においては、配偶者暴力防止法の趣旨及び内容を踏まえ、身体に対する暴力に限らず、生命、身体、自由、名誉又は財産に対する脅迫が疑われる場合も含め、配偶者からの暴力相談等として幅広く受理し、相談等の記録を引き続き適切に作成・保管するとともに、相談や通報等を受け事件化すべき事案については必要な捜査を行うなど、被害者の安全確保を最優先に、関係機関と連携して、事案に応じた適切な対応を行う。【警察庁】

また、重大事件への発展を防ぐ観点から、配偶者暴力防止法に基づく法定協議会の活用を含め、配偶者暴力相談支援センター等の関係機関と警察との緊密な連携を促進することとし、警察においては、法定協議会において配偶者等への暴力を防止するための取組等に関する協議が行われるときは、当該地域において事件化された事案に係る情報を適切に共有する等、協議への積極的な参画に努める。【内閣府、警察庁】

配偶者暴力と児童虐待は、同一家庭内で同時に発生している事例が多いことを踏まえ、要保護児童対策地域協議会や配偶者暴力防止法に基づく法定協議会の活用などにより、児童相談所、こども家庭センター、配偶者暴力相談支援センター及び福祉事務所等の連携を一層強化し、個々の事案について、それぞれの立場で考え得る対応を積極的に共有して適切に対処するよう促すなど、被害者支援の現場等における緊密な連携を推進する。また、配偶者暴力の被害者に対する相談・支援に従事する官民の関係者を対象としたオンライン研修において、児童虐待に関連した項目を研修項目とするとともに、児童相談所職員等、児童虐待対応の関係部署の職員も研修対象者とする。【内閣府、こども家庭庁、関係府省】

法テラスにおいて、配偶者暴力の被害者が再被害の防止に関して必要な法律相談（民事・刑事を問わない）を対面、電話又はオンラインで受けることができるDV等被害者法律相談援助制度の利用を促進する。【法務省】

子の利益の実現に向けた父母の離婚後の子の養育に関する見直しを図る民法等改正法の円滑な施行のため、法務省及び関係府省が連携し、配偶者への暴力を防ぎ、被害者の保護や支援に係る施策を含め、子の利益を確保する観点から必要な施策の充実に取り組む。また、今般の改正により、配偶者からの暴力の被害者の避難や被害者の支援を行う関係機関等の活動に支障が生ずることがないように、その正確な趣旨や内容について、引き続き適切な周知を図る。【内閣府、警察庁、こども家庭庁、法務省、厚生労働省、関係府省】

③ 非同棲交際相手への暴力（いわゆるデートDV）の予防と被害者の支援

非同棲交際相手への暴力（いわゆるデートDV）は、重大な人権侵害であり、許されない行為であることを踏まえ、被害者に寄り添った対応を行い、暴行、傷害、脅迫、住居侵入、器物損壊、ストーカー行為等刑罰法令に触れる行為があった場合には、各種法令を適用した措置を厳正に講ずるとともに、被害者に対する相談支援、必要な一時保護の適切な実施、若年層に対する教育及び広報啓発を推進する。【内閣府、警察庁、法務省、文部科学省、厚生労働省】

④ ストーカー対策の強化

最近のストーカー被害の発生状況等に鑑み、ストーカー総合対策（平成 27 年 3 月 20 日ストーカー総合対策関係省庁会議決定、令和 4 年 7 月 15 日改訂）を踏まえ、被害者等の安全確保が図られるよう、被害者等からの相談体制の充実、一時避難所を確保するために必要な連携体制整備等の一層の推進を図る。【内閣府、警察庁、法務省、文部科学省、厚生労働省、関係府省】

ストーカー事案をはじめとする人身安全関連事案については、認知した段階では危害が加えられる危険性や切迫性を正確に把握することが困難である一方、事態が急展開して重大事件に発展するおそれが極めて高いことから、警察においては、相談者やその関係者の心情に寄り添いつつ対応を行い、被害者等の安全確保を最優先に対処する。また、被害者等の安全確保をより確実にするため、ストーカー規制法による禁止命令等を受けた加害者の近況等を把握した上でリスク評価を行うほか、専門家によるカウンセリングや治療の有用性の教示を行うとともに、被害者に対しては、危機意識の一層の醸成を図ることを内容とする強化施策を推進する。【警察庁】

（２）性犯罪・性暴力対策の強化

性犯罪・性暴力は、被害者の尊厳を踏みにじる重大な人権侵害であり、決して許されない行為である。「性犯罪・性暴力対策の更なる強化の方針」（令和 5 年 3 月 30 日性犯罪・性暴力対策強化のための関係府省会議決定）において、令和 7 年度までの 3 年間を「更なる集中強化期間」としており、以下において具体化する取組等を含め、同方針に基づく施策を着実に実行することにより、「相手の同意のない性的な行為は性暴力」であること等の認識を社会全体で共有し、性犯罪・性暴力の根絶のための取組や被害者支援を強化していく。

① 刑事法の改正に係る対応及び刑事手続の適切な運用

「刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律」（令和 5 年法律第 66 号）及び「性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律」（令和 5 年法律第 67 号）により整備された、性犯罪に対処するための刑事法の内容及び趣旨について、相談機関や学校等の関係者を含め、周知を徹底するとともに、性犯罪に対して、法と証拠に基づき、厳正に対処していく。また、これらの法律の施行後の適用状況等を的確に把握するとともに、刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律附則規定に基づく検討が実証的なものとなるよう、被害申告の困難さ等の性的な被害の実態に係る調査を行っているところであり、同調査等を着実に進める。

【法務省、関係府省】

公判手続における性犯罪被害者等の心理的・精神的負担の軽減を目的として、一定の要件の下で性犯罪被害者等からの聴取結果を記録した録音・録画記録媒体を主尋問に代えて証拠とすることが認められることを踏まえ、専門家である外部講師等による研修の受講を進めるとともに、警察においては捜査員等の聴取技術の習得等を目的とした訓練ツールを活用するなど、代表者聴取の適切な実施に向けた取組を進めるほか、関係機関に対し性犯罪被害者への対応における留意点等を周知し連携を図る。【警察庁、こども家庭庁、法務省】

② 性犯罪者に対する再犯防止施策の更なる充実

刑事施設及び保護観察所における性犯罪者に対するプログラムについて、引き続き、指導者育成を進めるなどして、プログラムの充実を図る。地方公共団体等において性犯罪者に対する再犯防止プログラムの活用が図られるよう地方公共団体等への支援を行う。

また、海外において導入されているGPS等により位置情報を取得・把握する運用や性犯罪対象者の自発的意思によって支援を受けることのできる社会内サポート体制も参考にしつつ、性犯罪者等の処遇の充実方策について検討する。【法務省】

③ 多様な被害者が被害申告・相談をしやすい環境の整備

ア 被害届の即時受理の徹底、捜査段階における二次被害の防止

性犯罪に関して被害の届出の即時受理を徹底するとともに、各都道府県警察の性犯罪捜査を担当する係への女性警察官の配置を引き続き推進し、被害者の希望する性別の警察官が対応することにより、捜査段階における被害者の精神的負担の緩和に努める。また、被害者の心情やプライバシーに十分配慮した対応を取ることができるよう、性犯罪指定捜査員を指定するとともに、警察官等を対象とした実効性のある研修を実施する。

【警察庁】

イ 証拠採取・保管体制の整備

当初は警察への届出を躊躇した被害者が、後日警察への届出意思を有するに至った場合に備え、全ての都道府県において、警察、ワンストップ支援センター、医療機関が連携し、被害者の希望に応じ、証拠の採取・保管を行うことができる体制の整備を進める。

【内閣府、警察庁、厚生労働省】

ウ 警察における相談窓口の周知や支援の充実

各都道府県警察の性犯罪被害相談電話につながる全国共通番号「＃８１０３（ハートさん）」について、引き続き、SNS等を活用し、更なる周知を図る。【内閣府、警察庁】

また、性犯罪被害者の緊急避妊等に要する経費や、性犯罪被害者を含む犯罪被害者等が自ら選んだ精神科医、臨床心理士等を受診した際の診療料又はカウンセリング料の公費負担制度について、引き続き、同制度の適正な運用と周知に努めるよう、都道府県警察に対し必要な指導を行う。【警察庁】

エ 被害者がワンストップ支援センター等につながるための取組

ワンストップ支援センターは、被害直後からの医療的支援、法的支援、相談を通じた心理的支援などを総合的に行うことができる機関であり、性暴力の被害者が速やかにつながるということが重要であることを広く周知する。【内閣府、警察庁、文部科学省、厚生労働省、関係府省】

こども、若年層、障害者、男性、外国人を含む多様な相談者が利用しやすいよう、ワンストップ支援センターにおけるメール相談、SNS相談、オンライン面談、手話、外国語通訳の活用等の取組を性犯罪・性暴力被害者のための交付金により推進するとともに、性暴力被害者のためのSNS相談事業の継続的な実施の在り方を検討する。【内閣府】

④ こどもの性被害防止に向けた総合的な対策の推進

こどもに対する性暴力を防止するため、学校設置者等や学習塾など民間の教育保育等

の事業者に児童等に対する性暴力等を防止する責務があることを明確化した上で、事業者に対して、こどもの安全を確保するための措置を義務付ける等の措置を講ずる「学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律」(令和6年法律第69号)が第213回国会において成立したことを踏まえ、その円滑な施行に向けて、下位法令、ガイドライン等の検討・整備を進めるとともに、制度の周知・広報を図る。また、こども家庭庁を司令塔として、政府一丸となりこども・若者の性被害防止対策を進めるため、(1)加害の防止、(2)相談・被害申告をしやすくする、(3)被害者支援、(4)治療・更生の四つの観点から取組を推進する。【内閣府、警察庁、こども家庭庁、法務省、文部科学省、厚生労働省、経済産業省、関係府省】

保育士については、わいせつ行為を行った保育士の登録の取消し、再登録の制限などの資格管理の厳格実施や、施設・事業者等が、保育士を任命・雇用しようとするときに、わいせつ行為により保育士登録を取り消した者の情報を記録した「保育士特定登録取消者管理システム」の活用を義務付け、データベース活用の徹底を周知するなど、こどもの性被害の防止に対する取組を推進する。【こども家庭庁】

「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」(令和3年法律第57号。以下「教育職員性暴力等防止法」という。)及び同法に基づく基本指針等を踏まえ、教育職員等による児童生徒等への性暴力等の防止に向けた取組を一層徹底する。【文部科学省】

加えて、教職課程を置く大学に対し、教職課程における科目等はもとより、教職課程内外の活動等を通じて、教育職員性暴力等防止法等の関係法令の内容を含め、性暴力の防止等に関し学生の理解を十分に深める取組を促進するよう引き続き周知する。また、調査研究により開発した教材の周知や全国の事例の収集・発信を行う。【文部科学省】

学校や保健所等において、性に関する科学的知識に加え、性情報への対処や互いを尊重しあう人間関係など様々な観点から、産婦人科医や助産師等の専門家を外部講師として活用する等により、性と健康に関する教育等を行う。【こども家庭庁、文部科学省】

さらに、患者に対する性暴力等を行った医師に対する行政処分の在り方について、刑事罰に処せられなかった場合であったとしても、的確な事実認定を行うため、その方法も含め、引き続き、運用の見直しについて検討する。【厚生労働省】

⑤ 学校等における相談等の体制の強化

性犯罪・性暴力の被害に遭った児童生徒や学生等からの相談に適切に対応し必要な支援ができるよう、こども間の性暴力もいじめに含まれることや、こども間の性暴力事案や性的いじめ事案における加害者への対応や地域における関係機関との連携を含めた適切な対応の在り方について、教育委員会、都道府県及び大学等の担当課等に対し周知すること等により事案発生時の迅速的確な事実確認の実施及び相談体制の充実を図る。【こども家庭庁、文部科学省】

また、チャットによる人権相談(LINEじんけん相談やGIGAスクール構想による1人1台端末等を通じた人権相談)など、人権相談において、こども・若者が利用しやすい媒体を活用した取組を推進する。【法務省】

⑥ 切れ目のない手厚い被害者支援の確立

ア ワンストップ支援センターを中核とする被害者支援の充実

ワンストップ支援センターが、個々の被害者の置かれた状況に対応して、医療的支援、法的支援、心理的支援、同行支援、自立支援等を総合的に提供し、また、必要に応じて専門機関等による支援につなぐことができるよう、ワンストップ支援センターと、警察、犯罪被害者等早期援助団体、医師会等の医療関係団体、法テラス、弁護士会、女性相談支援センター、女性自立支援施設、児童相談所、教育委員会等の地域における関係機関とのネットワークの構築に係る各都道府県等の主体的な取組を推進する。具体的な取組の例として、都道府県の条例や男女共同参画計画等の計画にワンストップ支援センターの設置や関係機関との連携に関する規定を盛り込むものや、都道府県を中心に関係機関と連携協定を締結するもの等があり、こうした取組を実施している都道府県の事例等を全国に横展開することにより、各都道府県等において主体的かつ計画的な取組が進められるよう、関係府省が連携して必要な支援を行う。【内閣府、警察庁、こども家庭庁、法務省、文部科学省、厚生労働省】

イ ワンストップ支援センターの運営の安定化と支援の質の向上等の取組

性犯罪・性暴力被害者支援のための交付金の活用により、ワンストップ支援センターの運営の安定化を図るとともに、相談員等について常勤化を図る等、適切な処遇により職業として確立できるよう支援する。また、大規模災害の発生時においても性暴力の被害者に対して必要な支援を提供する機能が維持されることが重要であることから、そのための関係機関との協力等の取組を支援する。

ワンストップ支援センターにおける相談員や関係機関の対応能力の向上のため、相談員、センター長・コーディネーター、行政職員、医療関係者等が支援に必要な基本的知識からこどもや男性の性被害への対応等の新たな課題までを包括的に学習できるよう、研修機会の提供に取り組む。さらに、ワンストップ支援センターと警察を含む関係機関の連携強化のため、合同の研修や講師の相互派遣等の取組を推進する。【内閣府、警察庁、関係府省】

ウ 医療的支援の充実と専門人材の育成

性犯罪・性暴力被害者に対する医療的支援の更なる充実のため、性犯罪・性暴力被害者のための交付金を活用し、ワンストップ支援センターが設置される拠点病院やワンストップ支援センターとの連絡・受入れ等の体制を特に整備する医療機関への負担金等を補助の対象とする等、ワンストップ支援センターと連携・協力する医療機関における支援環境の整備等の推進を図る。また、ワンストップ支援センターと医療機関との連携等について、医療機関及び医療関係者に向けたリーフレットの活用や医療従事者向けの研修等により周知し、産婦人科に加え、小児科、精神科等の多様な診療科の関係者の理解を促進することにより、各地域における性暴力被害に対応できる診療科毎の医療機関リストの作成を推進するとともに、性暴力の被害者が身近な医療機関等を受診した場合であっても、ワンストップ支援センター等の相談先を紹介することも含め、適切な対応が行われるよう、必要な知識の普及を図る。【内閣府、厚生労働省】

地域において性暴力被害者の支援を行う医療関係者等の専門家を育成するためのOJTを含む実技研修等を実施する。また、必要な治療を行える医師等の専門職の育成を促進するとともに、適切な処遇について検討を行う。【厚生労働省】

エ 犯罪被害者等への途切れない支援の提供体制の構築

性犯罪被害者を含む犯罪被害者等に対して、その多岐にわたるニーズに対応し、必要

な支援を適時適切に提供するため、全ての都道府県において犯罪被害者等支援コーディネーターを中心とした多機関ワンストップサービスが構築されるよう、各都道府県の取組を促進する。その際、事案に応じて、関係機関・団体が連携して的確な支援を行うことができるよう、各都道府県等において設置・運営されているワンストップ支援センター等の既存の仕組みの趣旨や支援対象等にも十分留意する。【内閣府、警察庁、関係府省】

また、刑法における一定の性犯罪を含む犯罪の被害者等を包括的かつ継続的に援助するための犯罪被害者等支援弁護士制度を創設する「総合法律支援法の一部を改正する法律」（令和6年法律第19号）が第213回国会で成立したことを踏まえ、同制度の円滑な開始及びその利用促進に向けた具体的な検討を更に進めるとともに、関係機関・団体等と連携を図りつつ、システム構築を含めた人的・物的体制の整備や担い手となる弁護士の確保、制度の周知・広報等の必要な準備を着実に進める。同法が施行された後は、円滑かつ充実した運用を行う。【法務省】

⑦ 生命（いのち）の安全教育の全国展開の推進

生命（いのち）を大切にし、こどもたちを性暴力の加害者、被害者、傍観者にさせないため、「生命（いのち）の安全教育」を推進するとともに、自治体における普及展開に関する取組を支援することで、全国展開を加速する。【文部科学省】

⑧ インターネット上の性的な暴力等の根絶に向けた取組

サイバーパトロールやインターネット・ホットラインセンター、匿名通報事業等に寄せられた通報を通じて児童ポルノ画像等の違法情報等の把握に努め、把握した違法情報等については、警察又はインターネット・ホットラインセンターからサイト管理者等に対して削除依頼を実施する。【警察庁】

SNSに起因する事犯を防止するため、こどもの性被害等につながるおそれのある不適切な書き込みをサイバーパトロールにより発見し、注意喚起・警告のためのメッセージを投稿する取組を引き続き推進するとともに、より効果的な手法の導入を検討する。【警察庁】

被害者にも加害者にもならないようにするという観点から、関係機関・団体等と連携して、インターネットの安全・安心な利用のための広報啓発を行うとともに、ICTリテラシーやメディア・リテラシーの向上のための取組を推進する。特に、自撮り被害（だまされたり、脅かされたりして若年層・児童生徒等が自分の裸体等を撮影し、メール等で送られる形態の被害をいう。被害者に更なる撮影・送信や金銭等を要求する、いわゆるセクストーションの被害を含む。）を防止するため、若年層、児童生徒等や保護者に対する教育・啓発等の対策を総合的に推進する。こうした対策を講じていく中で、こどもの安全・安心をしっかりと守り抜くため、「青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策に関する基本的な計画（第6次）」を推進するとともに、青少年のインターネット利用に関する課題と論点を整理した上で、関係省庁が連携して青少年保護に向けた取組を強化する。【内閣府、警察庁、こども家庭庁、消費者庁、法務省、総務省、文部科学省、経済産業省】

競技大会におけるアスリートや児童生徒等に対する盗撮や盗撮された性的意図を持った写真や動画の拡散等に関する問題について、日本オリンピック委員会・日本パラス

スポーツ協会等関係団体と連携し、必要な対策を講じる。【警察庁、法務省、文部科学省】

⑨ 社会全体への啓発

「若年層の性暴力被害予防月間」（毎年4月）や「女性に対する暴力をなくす運動」（毎年11月12日から25日）等を通じて、地方公共団体、学校、関係機関等との連携の下で広く広報活動を展開し、啓発を強化する。また、性犯罪・性暴力が個人の尊厳を著しく踏みにじる許されない行為であること、相手の同意のない性的な行為は性暴力であること等についての認識が広がりつつあり、性犯罪・性暴力対策の更なる推進の気運が高まっていることを踏まえ、社会の幅広い組織・団体等の協力を得て、各界各層を対象とする啓発に取り組むとともに、特に、性暴力の被害は、加害者との関係性などから誰にも相談できず、被害が潜在化・深刻化しやすいことから、年齢・性別を問わず、多様な被害者がためらうことなく被害を訴え、相談し、適切な支援を受けることができるよう、相談先等の周知を徹底する。【内閣府、警察庁、こども家庭庁、文部科学省、厚生労働省、関係府省】

性暴力やセクシュアルハラスメントが「ビジネスと人権」に係る取組においても十分認識されるべき人権問題であることについて、企業等への周知・啓発を図るとともに、企業活動における性暴力の防止及び被害者の救済等に係る取組を促す観点も含め、令和7年（2025年）度までを計画期間とする『「ビジネスと人権」に関する行動計画』の改定に向けた具体的な検討を進め、同計画の改定後は、その内容の普及に取り組む。【内閣府、こども家庭庁、法務省、外務省、厚生労働省、経済産業省、関係府省】

⑩ 性犯罪・性暴力被害者や支援者等に対する誹謗中傷の防止

性犯罪・性暴力の被害者や支援者等に対して、インターネット上等での誹謗中傷が行われることにより、その尊厳が損なわれたり、活動への支障等により性犯罪・性暴力の根絶に向けた歩みが妨げられたりするようなことはあってはならない。国際社会とも歩調を合わせつつ、あらゆる機会を通じて、こうした姿勢を発信すること等により、性犯罪・性暴力被害者や支援者等への誹謗中傷行為を許さない社会規範の形成に努め、その防止を図る。また、刑罰法令に触れる行為が認められる場合には、個々の事案の具体的な事実関係に即して、法と証拠に基づき厳正に対処する。【内閣府、警察庁、総務省、法務省、厚生労働省、関係府省】

⑪ インターネット上の違法・有害情報対策

インターネット上の違法・有害情報への対策として、大規模プラットフォーム事業者に対し削除対応の迅速化及び運用状況の透明化を求める、「特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律」（平成13年法律第137号。略称：情報流通プラットフォーム対処法。）が施行されたことを踏まえ、同法の適切な運用を図るなど、プラットフォーム事業者に対する実効的な対策を推進する。【総務省】

⑫ AV出演被害の防止及び被害者の救済

AV出演被害について、「性をめぐる個人の尊厳が重んぜられる社会の形成に資するために性行為映像制作物への出演に係る被害の防止を図り及び出演者の救済に資する

ための出演契約等に関する特則等に関する法律」(令和4年法律第78号。呼称：AV出演被害防止・救済法。)施行後の相談や検挙等の状況を踏まえ、引き続き、同法の各規定による出演被害の防止及び被害者の救済が適切に図られるよう、同法の趣旨や出演契約の特則等の一層の周知を進めるとともに、相談窓口であるワンストップ支援センターにおける被害者への相談支援の充実やSNSの活用等による広報啓発の継続的な実施、厳正な取締り等に努める。【内閣府、警察庁、法務省、関係府省】

⑬ 「痴漢撲滅に向けた政策パッケージ」に基づく施策の着実な実行

「痴漢撲滅に向けた政策パッケージ」(令和5年3月30日関係府省取りまとめ)において取りまとめた施策について、痴漢は重大な性犯罪であるという認識の下、関係府省が一体となって確実に実行する。【内閣府、警察庁、法務省、文部科学省、国土交通省】

(3) 困難な問題を抱える女性への支援

「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」(令和4年法律第52号)に基づき、困難な問題を抱える女性の実態の把握に努めるとともに一人一人のニーズに応じて、包括的な支援を実施できるよう、女性相談支援センターや女性自立支援施設の機能強化、女性相談支援員の人材の養成・処遇改善の推進、若年女性を含む困難な問題を抱える女性への支援に取り組む民間団体が行う活動や事業継続への支援、民間団体と地方公共団体との協働の促進、民間団体を含めた女性支援を担う者の育成強化等を図る。【厚生労働省】

いわゆるホストクラブ等で高額な料金を請求され、その売掛金等の支払のために女性客が売春をさせられたり、各種性風俗店に紹介されたりする事案が問題となっているところ、接待飲食営業に係る悪質な営業行為の規制等を内容とする「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律」(令和7年法律第45号)が第217回国会で成立したことも踏まえ、悪質なホストクラブ等に対する厳正な取締りを更に推進する。【警察庁】

(4) 男女共同参画の視点に立った防災・復興の推進

① 能登半島地震調査の結果を踏まえた男女共同参画の視点からの取組の推進 ※再掲

② 防災・復興に関する政策・方針決定過程への女性の参画拡大 ※再掲

③ 防災の現場等における女性の参画拡大 ※再掲

④ 「女性・平和・安全保障(WP S)」の取組の強化

国内の関係府省において、WP S(Women, Peace and Security: 女性・平和・安全保障)担当官を明確に位置づけ、各国との協力を一層推進するとともに、「第3次女性・平和・安全保障に関する行動計画(2023-2028年度)」に基づく取組を対外発信含めて着実に実施していく。さらに、国連安全保障理事会決議第1325号から25周年となる2025年に日本が共同議長を務めるWP Sフォーカルポイント・ネットワークにおける議論に

立脚しつつ、W P Sに関する国内の取組の進捗を踏まえて、国際社会に日本のW P Sに関する一層の貢献を示していく。【外務省、関係府省】

「第3次女性・平和・安全保障に関する行動計画（2023－2028 年度）」を踏まえ令和6年4月に策定された「防衛省女性・平和・安全保障（W P S）推進計画」に基づき、省一体としてW P Sを強力に推進し、ジェンダー視点を踏まえた活動を行うことで、国民の保護や国際社会の平和と安定に貢献していく。具体的には、ジェンダー視点を取り入れた業務・活動の基盤を一層拡充するための全隊員に対する教育を通じた防衛省全体の意識改革、ジェンダー・アドバイザーやジェンダー・フォーカルポイント等の育成・配置を通じたW P S推進体制の整備、国際イベントの実施や女性のエンパワーメント支援を含む諸外国、機関等との連携、W P Sハンドブック、防災業務計画等の作成、変更等を通じた自衛隊の活動へのジェンダー視点の反映等に取り組む。【防衛省】

消防分野においても、「第3次女性・平和・安全保障に関する行動計画（2023－2028 年度）」に基づき、女性消防吏員及び女性消防団員の増加を図るべく、ソフト・ハード両面からの勤務環境・活動環境の更なる向上に努める。【総務省】

（5）性差を考慮した生涯にわたる健康への支援

① 女性の健康総合センターの取組など性差を考慮した包括的に支援する取組の推進

女性の健康総合センターによる取組を着実に推進していくため引き続き体制の整備を図る。また、同センターを中心として、AMEDや関係省庁等の各種研究事業を活用しながら、妊娠・出産を含めた女性の生涯にわたる健康課題に関わる研究等に取り組むとともに、リテラシーの向上も図りながら、「ジェンダード・イノベーション」を推進する。

具体的には、女性の生涯にわたる健康課題を幅広くカバーするための基盤データの収集を進めるとともに、フェムテック事業者の協力も得て、利用者のデータを匿名化し、個人情報の保護に配慮した上でデータベースを構築し、研究に活用することを推進する。

また、医薬品や医療機器に関して月経随伴症状や更年期症状など女性の健康・疾病に関する研究開発の推進等について検討する。【こども家庭庁、厚生労働省、経済産業省】

女性が必要な医療を適切に受けられるように、産婦人科の受診に対する心理的なハードルを下げるための方策について、オンライン診療の活用等を含め、研究課題として取り上げる。【厚生労働省】

さらに、身近な受診先である地域の内科医等が、女性特有の健康課題に対応することができる知識の涵養や、必要に応じて婦人科等と連携し、必要な受診を促していくための啓発を行う。

あわせて、産婦人科と他科との連携を促進するため、精神科（うつ）、整形外科（骨粗鬆症）等の他の専門領域の医師にも、更年期等を含めた女性の生涯にわたる健康に関する知識を持ってもらい、必要があれば産婦人科受診を促してもらうなど、女性に必要な医療や支援が届くように、広く、医療従事者を含めた女性の健康を支援する関係者に対して、女性のライフステージごとの健康課題とその対処法について知識の普及に取り組めるよう、食事・運動・睡眠等の健康増進施策における取組とも連携し、研修・啓発、それらを通じた人材育成支援を行う。【厚生労働省】

各大学の医学教育において、性差を考慮した医療に関する教育の充実を促すための検討を行う。【文部科学省】

学校においても、健康診断で月経随伴症状について所見を有する児童生徒の把握及び必要に応じた産婦人科医等への相談や治療の案内に努めたり、月経の正しい理解に資する冊子を活用し、児童生徒や学校関係者の理解を推進したりするとともに、女性の生涯を通じた健康課題について学ぶ機会が得られるよう、自治体の保健部局と教育委員会の連携を強化する。【文部科学省、厚生労働省】

地域においても、薬局等の身近な資源を活用し、女性の健康について相談できるようにする。その際、各々が自らの健康的な暮らしについて考えるツールの開発を検討する。【厚生労働省】

さらに、性別を問わず、適切な時期に、性や健康に関する正しい知識を持ち、妊娠・出産を含めたライフデザイン（将来設計）や将来の健康を考えて健康管理を行うプレコンセプションケアについては、生涯を通じて健康に過ごすためにも重要な取組である。関係省庁や関係機関と連携し、政府一丸となって、プレコンセプションケア推進5か年計画に基づき、社会全体での認知度向上と支援体制の整備等に取り組んでいく。また、性と健康の相談センターにおいては、思春期、妊娠、出産等のライフステージに応じた相談支援等を継続的に実施する。あわせて、プレコンセプションケアの情報発信等を図る。【こども家庭庁、文部科学省、厚生労働省、経済産業省】

② フェムテックの推進と更なる利活用等

企業における製品の研究開発において、性差の視点を取り入れる「ジェンダード・イノベーション」を促進する。

セルフチェック、セルフケアを促進するため、フェムテック事業者が、医療機関や、女性の健康総合センター、その他研究機関等と連携し、AMEDの補助金等も活用しながら、ニーズの把握、製品開発を行うことができる取組を推進する。

医薬品、医療機器の研究開発プロセスにおいても、女性特有の健康課題に留意するよう、PMDAの相談における指摘等を通じて、製薬、医療機器業界における取組を促進する。

承認審査に当たっても、諸外国の取組も参考に、女性の身体にどのような影響があるかという点にも着目するよう留意する。

良質なフェムテックサービス・製品が評価され、社会に普及するような環境整備が必要であり、利用者の安全性への配慮が特に必要と考えられる分野の製品について、製品の品質や広告表現等に関するガイドラインを策定・拡充すべく、既に設置されている産官のワーキング・グループの場などを活用して引き続き検討する。【厚生労働省、経済産業省】

質の担保されたフェムテック関連機器、サービス等が消費者に届くよう、第三者認証や自己宣言などを含む品質担保スキームについて、フェムテック産業の現状を踏まえて適切な内容となるよう、業界団体等における検討を支援する。【経済産業省】

中小企業の現場での活用促進にむけ、女性の健康に関するデバイスやサービス利用を支援し、また気軽にフェムテック製品を体験できる機会を提供するなどの施策を講じる。【経済産業省】

また、自治体が、令和6年補正予算において創設された新しい地方経済・生活環境創生交付金の申請にあたって参照する要綱や記載例などの資料において、フェムテック製品の活用を含む女性の健康に関する取組なども対象であることが明確にわかるよう明示する。【内閣府】

③ 女性の出産及び産後ケア施策の充実

地域やサービスの条件を設定して、出産を取り扱う病院等を検索することができる「出産ナビ」について、出産ナビの認知向上に努めつつ、産後ケアに関する情報等、掲載情報の充実をさらに進め、ユーザビリティの改善にも取り組む。【厚生労働省】

「出産ナビ」に蓄積された施設・医療機関のデータを活用し、官民でのデータ利活用や民間における国への政策提言に活用する体制について、データの利用許諾等の観点で問題がないかなどに配慮しつつ、検討を進める。【厚生労働省】

産後も安心して子育てができる支援体制を確保するため、出産後1年以内の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行う産後ケア事業については、乳児の発達段階に応じ、利用者のニーズが多様化することを踏まえ、乳児を養育する親のニーズ調査やそれを踏まえた柔軟な専門職の配置（助産師と保育士等）を推進する。【こども家庭庁】

令和7年度から産後ケア事業が子ども・子育て支援法の「地域子ども・子育て支援事業」に位置付けられた。これに基づく、都道府県負担の導入や都道府県による広域調整等を踏まえた産後ケア事業の体制整備を着実に進める。【こども家庭庁】

Public Medical Hub（PMH：自治体・医療機関等をつなぐ情報連携システム）内における産後ケア利用料の償還払い手続きのデジタル完結を実現する等、自治体関係者の負担軽減に努める。【こども家庭庁】

産後ケア事業の利用率の向上に資するような指標を検討し、継続的に事業の拡充・運用改善に取り組む。【内閣府、こども家庭庁】

産後ケア事業について、事業の実施による女性の健康に与える影響を調査する。加えて、産後ケア事業以外の要素も含めた出産後の女性の健康ニーズについては、民間調査を活用する。【こども家庭庁】

④ 医療保険者等のインセンティブ制度を活用した女性の健康課題の解決に資する取組の推進

保険者努力支援制度など、各保険者等のインセンティブ制度において、女性の健康に関する取組を実施していることを評価したり、乳がん、子宮頸がんの特化した平均受診率を評価したりすることを検討する。【厚生労働省】

女性活躍推進法の改正等を考慮して保険者等へのインセンティブ設計を行う。【厚生労働省】

⑤ 健康増進関連施策における女性の健康課題解決の推進

令和7年4月よりスマート・ライフ・プロジェクトのテーマに追加した「女性の健康」について、「健康寿命をのばそう！アワード」に多くの応募がされるよう、評価のポイントを明らかにする。【厚生労働省】

「健康寿命をのばそう！アワード」の受賞例に「女性の健康」に関する取組を加え、ス

マート・ライフ・プロジェクト HP など公開する。【厚生労働省】

自治体検診における子宮頸がん検診について、「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」で推奨されているHPV検査単独法の実施に取り組む地方公共団体を支援する。【厚生労働省】

⑥ 生理の貧困への対応

経済的な理由等により生理用品を購入できない女性がいるという「生理の貧困」は、女性の健康や尊厳に関わる重要な課題である。このため、地域女性活躍推進交付金により、地方公共団体が女性への寄り添った相談支援の一環として行う生理用品の提供を支援する。また、地域女性活躍推進交付金を活用した取組や各地方公共団体による独自の取組についての調査・公表を通じ、各地方公共団体における「生理の貧困」に係る取組の横展開および、生理用品を必要とする女性の必要な情報に基づくアクセスの向上を促進する。【内閣府】

⑦ 緊急避妊薬の利用に向けた検討

予期せぬ妊娠の可能性が生じた女性が、緊急避妊薬に関する専門の研修を受けた薬剤師の十分な説明の上で、緊急避妊薬を処方箋なしに薬局で適切に利用できるようにするため、令和5年度から実施している緊急避妊薬の試行的販売の調査研究の調査結果を分析し、必要な見直しの検討を進めるとともに、悪用されないための対策や対面服用の必要性も含めて、必要な方に適切な形で届くようOTC化に向けて試行的販売の調査研究を継続的に実施し、更なる検討を進める。【厚生労働省】

⑧ スポーツ分野における女性の参画・活躍の促進

スポーツを通じた女性の社会参画・活躍を促進する観点から、引き続きスポーツ団体ガバナンスコードの周知に努めるとともに、スポーツ団体における女性役員の確保・育成支援の実施等により、各中央競技団体における女性理事の目標割合40%の達成に向けた具体的な方策等の取組の促進を図る。

また、女性アスリートの健康課題等を解決するため、相談窓口を引き続き設置するとともに、医・科学サポート等を活用した女性アスリートの健康的な競技環境の充実や、競技活動を継続しながらライフイベントを充実させるための妊産期・育児期の支援プログラムを拡充し、今後一層の環境整備と競技力向上を推進する。さらに、これまでの研究成果やノウハウなどの情報を居住地域等にかかわらず誰もが活用できるよう、オンライン・プラットフォームの整備・普及等に取り組む。【文部科学省】

⑨ 女性医師に対する支援

医師の働き方改革を推進するとともに、復職支援や勤務体制の柔軟化（短時間勤務や当直等の配慮）、チーム医療の推進、複数主治医制の導入、医療機関における院内保育や病児保育の整備など、女性医師が活躍するための取組を引き続き実施・普及する。また、事業所内保育等も含めた保育所、病児保育、民間のシッターサービスなど、社会全体として様々な保育を利用しやすい環境を引き続き整備する。【こども家庭庁、厚生労働省】

（６）夫婦の氏に関する具体的な制度の在り方

現在、身分証明書として使われるパスポート、マイナンバーカード、免許証、住民票、印鑑登録証明書なども旧姓併記が認められており、旧姓の通称使用の運用は拡充されつつあるが、国・地方一体となった行政のデジタル化・各府省間のシステムの統一的な運用などにより、婚姻により改姓した人が不便さや不利益を感じることをないよう、引き続き旧姓の通称使用の拡大やその周知に取り組む。【関係府省】

婚姻後も仕事を続ける女性が大半となっていることなどを背景に、婚姻前の氏を引き続き使えないことが婚姻後の生活の支障になっているとの声など国民の間に様々な意見がある。そのような状況も踏まえた上で、家族形態の変化及び生活様式の多様化、国民意識の動向等も考慮し、夫婦の氏に関する具体的な制度の在り方に関し、戸籍制度と一体となった夫婦同氏制度の歴史を踏まえ、また家族の一体感、こどもへの影響や最善の利益を考える視点も十分に考慮し、国民各層の意見や国会における議論の動向を注視しながら、司法の判断も踏まえ、更なる検討を進める。【法務省、関係府省】

V 女性活躍・男女共同参画の取組の一層の加速化

多様性が尊重され、誰もが暮らしやすい地域社会を実現するには、一方の性の視点のみに立脚するのではなく、男女共同参画の視点に立った計画や男女別の影響・ニーズに配慮した施策を推進することが重要である。その前提として、政策・方針決定過程への女性の参画を拡大するとともに、男女の置かれている状況を客観的に把握するための統計（ジェンダー統計）を充実するなど、男女別データの把握・分析を一層推進する必要がある。

また、性差を踏まえた研究は、新たなイノベーションを生み出し、社会全体に活力をもたらすと考えられ、様々な分野で広がりを見せている。そのため男女の体格や身体の構造と機能の違いなど、性差を適切に考慮した研究・技術開発を促進し、「ジェンダード・イノベーション」の創出を推進する。

加えて、国際的な知見の収集に努め、国内の施策に適切に反映することも重要であり、国際会議や多国間協議で得られた情報について、各方面へ幅広く報告・周知を行う。

（１）男女の性差に配慮した施策の推進

① 男女共同参画の視点に立った政府計画の策定等の推進

各府省は、男女共同参画の視点に立ち、あらゆる分野の政策・事業の計画、実施、評価において、男女別の影響やニーズの違いを踏まえた検討・立案を行う。その前提として、男女の性差を考慮するとともに、関連するデータの男女別の把握・分析を強化する。

【全府省】

上記の取組を担保するため、あらゆる分野における政策・方針決定過程への女性の参画を促進する。引き続き、５次計画に基づき、国の審議会等委員又は審議会等専門委員等について、女性の割合が４０％以上、６０％以下となることを目指すとともに、行政運営を補佐するため各行政機関において開催される複数の外部有識者が含まれるあらゆる合議体（複数の外部有識者から個別に意見聴取を行い、それらの意見を総合的に参考とするような場合を含む。）において、その外部有識者たる構成員に性別の偏りがないよう努めるものとする。【全府省】

② ジェンダー統計の充実

男女別データの整備状況等に関する調査の結果も踏まえつつ、男女の置かれている状況を客観的に把握するための統計（ジェンダー統計）の更なる充実に向けて、その重要性について、周知啓発に取り組む。【内閣府、総務省】

ジェンダー統計の充実の観点から、男女別データを把握することの重要性に鑑み、各種統計における男女別データの把握について検討を進める。【関係府省】

③ 男女共同参画と性差の視点を踏まえた研究の促進

男女の体格や身体の構造と機能の違いなど、性差を適切に考慮した研究・技術開発を促進するためには、研究のダイバーシティ確保や「ジェンダード・イノベーション」の概念を取り入れることが重要である。そのため、「男女共同参画や人材育成の視点に立った競争的研究費制度の整備に係る共通指針」（令和5年2月8日競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ）に基づき、競争的研究費の各制度において、男女共同参画や性差の視点を踏まえた研究の促進、男女の研究者が共に働き続けやすい研究環境の整備の推進、次代を担う理工系分野の人材育成の促進の取組を着実に実施する。【内閣府、文部科学省、関係府省】

「第3期医療分野研究開発推進計画」（令和7年2月18日健康・医療戦略推進本部決定）に基づき、成果の社会実装段階で、体格や身体の構造と機能の違いなど性差による不適切な影響が及ぶ恐れが生じないように、「ジェンダード・イノベーション」の概念を取り入れ、計画段階から研究開発のプロセスに性差分析を組み込む等の対応を行う。【内閣府】

④ 交通・まちづくり分野におけるジェンダー主流化の推進

ジェンダー平等及びジェンダーの視点をあらゆる施策に反映する「ジェンダー主流化」の推進に向けて、交通やまちづくり等の分野における女性活躍の取組の促進や女性のニーズを取り入れたサービスの提供に関するアイデア・取組について意見交換を行うため、「若手・中堅女性職員による懇談会」及び「地方運輸局長による座談会」を開催し、令和7年3月、これらの結果を「国土交通分野におけるジェンダー主流化の推進について」としてとりまとめた。また、同年5月には、ジェンダー主流化の推進体制として、「国土交通省ジェンダー主流化推進本部」（本部長：国土交通大臣）を設置した。今後は、同本部の下、ジェンダー主流化の取組を推進する。

また、女性や若者に選ばれる地域づくりの実現に向けて、交通やまちづくり等に関する事業者の職員等が業種の枠を超えて交流を深め、横の連携を図ることのできるコミュニティの構築を推進することにより、女性活躍の取組や男女の異なるニーズを反映したサービスの提供の促進を図る。【国土交通省】

（2）男女共同参画に関する国際的な協調及び貢献

G7、G20、APEC、OECDや、国連をはじめとするその他の女性に関連する国際会議や多国間協議における首脳級・閣僚級のジェンダー平等に係る各種の国際合意や議論を、国内施策に適切に反映して実施するとともに、その進捗を把握し、施策の改善にいかす。合意に至る議論の過程においては、我が国の経験や取組等に基づく情報発信、

共有により、政策や取組方針の決定過程に貢献するとともに、これらの国際会議や多国間協議で得られた情報について、各方面へ幅広く報告・周知を行う。【内閣府、外務省、経済産業省】